



平成21年3月期 中間決算短信

平成20年11月13日

会社名 **イーバンク銀行株式会社**

URL <http://www.ebank.co.jp>

代表者 代表取締役社長 國重 惇史
 問合せ先責任者 常務執行役員財務本部長 大塚 年比古

TEL (03)3509-6787

半期報告書提出予定日 平成20年12月19日

特定取引勘定設置の有無 無

(百万円未満、小数点第1位未満は切捨て)

1. 平成21年3月期中間期の連結業績 (平成20年4月1日～平成20年9月30日)

(1) 連結経営成績

(%表示は対前年中間期増減率)

	経常収益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
20年9月中間期	10,183	(8.4)	△22,766	(—)	△22,704	(—)
19年9月中間期	9,389	(44.5)	△5,181	(—)	△5,242	(—)

	1株当たり 中間純利益	潜在株式調整後1株当たり 中間純利益
	円 銭	円 銭
20年9月中間期	△33,983 80	— —
19年9月中間期	△8,020 44	— —

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり 純資産	連結自己資本比率 (国内基準)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
20年9月中間期	828,405	22,477	2.6	2,545 05	22.22
20年3月期	810,156	16,336	1.9	23,674 56	11.64

(参考) 自己資本 20年9月中間期 21,938百万円 20年3月期 15,693百万円

(注) 「自己資本比率」は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計を除いて算出しております。

(注) 「連結自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。

2. 配当の状況

(基準日)	1株当たり配当金				
	第1四半期末	中間期末	第3四半期末	期末	年間
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
20年3月期	— —	0 00	— —	0 00	0 00
21年3月期	— —	0 00	— —	— —	— —
21年3月期(予想)	— —	— —	— —	0 00	0 00

(注) 配当予想の当中間期における修正の有無：無

(注) 上記配当の状況は、普通株式に係る配当の状況を記載しております。当行が発行する普通株式と権利関係の異なる種類株式の配当状況につきましては、配当実績及び配当予想が無配となっているため記載を省略しております。

3. 平成21年3月期の連結業績予想 (平成20年4月1日～平成21年3月31日)

当行グループの業績は、運用調達業務における業績の影響を強く受けますが、同業務の業績は国内外の金融商品市場動向等の不確定要素により大きく左右されます。したがって、投資家に誤解を与える可能性を極力排除するため、現時点において通期の連結業績予想は記載しておりません。

4. その他

- (1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動） 無
 (2) 中間連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されるもの）

- ① 会計基準等の改正に伴う変更 有
 ② ①以外の変更 有

(注) 詳細は、24ページ「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」及び28ページ「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」をご覧ください。

(3) 発行済株式数（普通株式）

- ① 期末発行済株式数(自己株式を含む) 20年9月中間期 770,481株 20年3月期 663,926株
 ② 期末自己株式 20年9月中間期 1,057株 20年3月期 1,057株
 ③ 期中平均株式数(中間期) 20年9月中間期 668,109株 19年9月中間期 653,606株

(個別業績の概要)

1. 平成21年3月期中間期の個別業績（平成20年4月1日～平成20年9月30日）

(1) 個別経営成績

(%表示は対前年中間期増減率)

	経常収益		経常利益		中間純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
20年9月中間期	10,131	(8.8)	△22,597	(—)	△22,612	(—)
19年9月中間期	9,309	(44.6)	△5,296	(—)	△5,367	(—)

	1株当たり 中間純利益
	円 銭
20年9月中間期	△33,792 45
19年9月中間期	△8,199 55

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり 純資産	単体自己資本比率 (国内基準)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
20年9月中間期	828,827	21,960	2.6	2,570 16	21.73
20年3月期	810,738	15,623	1.9	23,531 31	10.91

(参考) 自己資本 20年9月中間期 21,960百万円 20年3月期 15,623百万円

(注) 「自己資本比率」は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(注) 「単体自己資本比率(国内基準)」は、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。

1. 経営成績

(1) 経営成績に関する分析

經常収益は、法人のお客様向けのリアルタイム決済サービス、イーバンクジャストマッチ等により、受取内国為替手数料が堅調に推移し、証券口座入金サービス、公営競技への決済サービス等により口座振替手数料も堅調に推移いたしました。また、スポーツ振興くじ「toto」のインターネット販売取扱高の増加、VISAデビット機能付きキャッシュカード（以下「イーバンクマネーカード」という。）の発行枚数の増加、ATM利用手数料の有料化、外貨預金残高の増加等により、その他役務取引等収益が伸びたことを背景として、電子決済サービス業務関連収益が増加しました。しかし、新たに為替証拠金取引の取扱手数料収益が加わったものの、市況の低迷による投資信託販売収益の不振、特約定期預金に係る金融派生商品収益の不調等により、金融サービス販売業務関連収益は減少しました。また、運用調達業務においても、国債を中心として、運用資産ポートフォリオの積み上げを行い資金運用収益は堅調に推移いたしました。市場環境の悪化による信託財産であるファンドオブファンズの運用成績の悪化によりその他經常収益が減少し、運用調達業務関連収益は減少しました。結果として、經常収益は101億83百万円（前中間連結会計期間比7億94百万円、8.45%増）となりました。

一方、經常費用は、経費削減により営業経費は減少したものの、預金量の増加、調達金利上昇、社債利息の発生により資金調達費用が増加し、業容の拡大に伴い役務取引等費用が増加いたしました。加えて、当行の保有する外国債券等の減損・評価損等によりその他業務費用が、株式等の減損やファンド等の運用成績の悪化による運用損や不動産価格の下落による貸倒引当金の増加等により、その他經常費用が、それぞれ顕著に増加いたしました。これらの結果として、經常費用は329億49百万円（前中間連結会計期間比183億78百万円、126.12%増）となりました。その結果、經常損失は227億66百万円（前中間連結会計期間は51億81百万円の經常損失）となりました。特別損失は、コールセンターの移転等に伴う固定資産処分損等により18百万円（前中間連結会計期間比76百万円、80.41%減）となりました。その結果、税金等調整前中間純損失は227億84百万円（前中間連結会計期間は52億48百万円の税金等調整前中間純損失）、中間純損失は227億4百万円（前中間連結会計年度は52億42百万円の中間純損失）となりました。

(2) 財政状態に関する分析

①資産・負債及び純資産の状況

当中間連結会計期間末における預金は、顧客口座数の順調な進捗を背景として、普通預金残高が2,332億91百万円（前連結会計年度末比346億33百万円、17.43%増）、定期預金残高が5,018億53百万円（前連結会計年度末比237億89百万円、4.52%減）、競争力のある為替コストおよび為替変動を背景として、外貨預金残高が386億60百万円（前連結会計年度末比59億80百万円、18.29%増）となり、預金残高が7,759億96百万円（前連結会計年度末比170億24百万円、2.24%増）となった結果、負債の部の合計額は8,059億27百万円（前連結会計年度末比121億6百万円、1.52%増）となりました。資産の状況は、有価証券については、不動産流動化商品の償還及び売却を進める一方で、国債を中心とした投資を行った結果、7,139億43百万円（前連結会計年度末比454億66百万円、6.80%増）、買入金銭債権については、307億33百万円（前中間連結会計期間比3億19百万円、1.03%減）、金銭の信託については、信託財産であるファンドオブファンズの売却より、73億93百万円（前連結会計年度末比283億56百万円、79.31%減）となりました。貸出金については、当行が無担保社債として保有している不動産証券化商品等に対するエクスポージャーの債権保全を図るために、準消費貸借契約により、有価証券（無担保社債）として取得した不動産証券化商品等を貸出金へ変更した結果、20億円（前連結会計年度末は残高なし）となりました。なお、当該処理による貸出金の保有に当たっては、平成20年9月5日付で免許条件に係る金融庁の承認を得ております。預け金については、流動性準備として必要な金額を留保するとともに、当中間連結会計期間末において大規模な増資を行ったことから、623億19百万円（前連結会計年度末比79億79百万円、14.68%増）となりました。また、貸倒引当金は不動産市況の悪化等にもない、貸倒引当金の積み増しを行ったことから89億14百万円（前連結会計年度末比69億69百万円、358.39%増）となりました。以上の結果、資産の部合計は、8,284億5百万円（前連結会計年度末比182億49百万円、2.25%増）となりました。また、純資産の状況については、平成20年9月22日を払込期日とする株主割当増資及び平成20年9月29日を払込期日とする第三者割当増資により資本金は500億2百万円（前連結会計年度末比115億88百万円、30.16%増）となりました。利益剰余金については、中間純損失を計上したことに伴い、△461億13百万円となりました。以上の結果、純資産の部合計については、224億77百万円（前連結会計年度末比61億41百万円、37.59%減）となりました。

②キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローにつきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは、預金が増加したものの、増加幅が縮小したこと等により、160億28百万円（前中間連結会計期間比89.99%減）の収入となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、国債を中心とする有価証券の取得を行ったこと等により、312億25百万円（前中間連結会計期間比85.22%増）の支出となりました。財務活動によるキャッシュ・フローは、平成20年9月22日を払込期日とする株主割当増資及び平成20年9月29日を払込期日とする第三者割当増資により、231億76百万円（前中間連結会計期間比90.69%増）の収入となりました。以上の結果、当中間連結会計期間の現金及び現金同等物の増加額は79億79百万円（前中間連結会計期間は390億91百万円の減少）となり、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は623億21百万円（前中間連結会計期間末比58.89%増）となりました。

(3) 利益分配に関する基本方針及び当期・次期の配当

当行は、株主に対する利益還元と同時に事業の競争力確保・強化を基本方針としております。

当中間会計期間の剰余金の配当につきましては、繰越利益剰余金の欠損があるため、配当を行っておりません。

なお、当行の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としており、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会である旨を定款に定めております。なお、当行は平成20年9月22日に乙種優先株式を発行しており、乙種優先株主に対しては当行普通株主に優先して配当が行われます。

今後上記基本方針に基づき、当行グループの業績等を勘案し、将来の経営体質の強化と事業効率化及び事業拡大のためのシステム投資等に必要な内部留保と、株主への利益還元とのバランスに留意し総合的に決定していく所存であります。

なお、当行は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(4) 事業等のリスク

以下に、当行グループの事業その他に関するリスク要因となる可能性があると思われる主な事項を記載しておりますが、全てのリスク要因を網羅しているとは限りません。本項においては将来に関する情報が含まれておりますが、当該事項は、当中間連結会計期間末現在において判断したものであり、不確実性を内在しているため、実際に将来発生する結果と異なる可能性があります。

(1) 経営成績及び財政状態の推移について

当行及び当行グループの経営成績の推移は、以下の通りであり、平成18年9月中間期以降経常損失及び当期純損失を計上しています。これらは、新規事業の設備投資に係る償却負担、顧客口座数がクリティカル・マスに達しないこと、運用業務の不調、当行の認知度アップを目的としたプロモーション・コスト負担、システムの保守・運用費負担、及びカスタマー・センターの運営費負担といった要因によるものです。当中間連結会計期間においては、電子決済サービス業務の収益が増加する一方、市況低迷による投資信託の販売不振等により金融サービス販売業務の収益が減少いたしました。運用調達業務については、当行の保有する外国債券等の減損・評価損等によりその他業務費用が、ファンド等の運用成績の悪化、株式の減損及び貸倒引当金の増加等によりその他経常費用が、決済サービス及び金融サービス販売業務の拡大により役務取引等費用がそれぞれ増加した結果、営業経費の削減に努めたものの連結経常損失を計上しております。

また、平成20年9月に自己資本の拡充を目的とした株主割当増資及び第三者割当増資をそれぞれ行っております。

今後も、収益力の向上等に注力し、経常利益及び当期純利益の計上並びに繰越損失の解消に努める所存であります。本項に述べるものをはじめとする様々な不確実性により、経常利益又は当期純利益が早期に計上されない可能性又は繰越損失が早期に解消しない可能性があります。

(単位：百万円)

回次	第8期中	第9期中	第10期中	第8期	第9期
決算年月	平成18年9月	平成19年9月	平成20年9月	平成19年3月	平成20年3月
経常収益	6,438	9,309	10,131	13,590	18,120
経常費用	7,111	14,605	32,729	13,958	40,701
経常利益(△は経常損失)	△673	△5,296	△22,597	△368	△22,580
中間純利益(△は中間純損失)	△535	△5,367	△22,612	△236	△23,591
繰越利益(△は繰越損失)	△936	△5,367	△46,204	△637	△23,591
純資産額	30,072	34,512	21,960	29,972	15,623
総資産額	418,799	698,706	828,827	522,948	810,738
自己資本比率	16.19%	9.87%	21.73%	6.15%	10.91%

(単位：百万円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成18年度	平成19年度
	中間連結会計期間 自平成18年4月1日 至平成18年9月30日	中間連結会計期間 自平成19年4月1日 至平成19年9月30日	中間連結会計期間 自平成20年4月1日 至平成20年9月30日	平成18年度 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日	平成19年度 自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
連結経常収益	6,496	9,389	10,183	13,709	18,309
連結経常費用	7,234	14,571	32,949	14,253	40,845
連結経常利益 (△は連結経常損失)	△738	△5,181	△22,766	△544	△22,535
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	△625	△5,242	△22,704	△403	△23,403
連結利益剰余金	△864	△5,246	△46,113	△642	△23,408
連結純資産額	30,353	34,805	22,477	30,148	16,336
連結総資産額	418,653	698,551	828,405	522,709	810,156
連結自己資本比率	16.36%	10.03%	22.22%	6.23%	11.64%

(注) 自己資本比率及び連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。なお、平成18年9月中間期末前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出しております。

(2) 当行グループの事業に関するリスク

(A) 電子決済サービス業務に関するリスク

① 事業戦略に関するリスク

当行グループは、電子決済サービス業務においては、顧客口座数のクリティカル・マスの早期達成を目指すことを最も重要な戦略と考えています。現時点における我が国の電子決済サービスの市場の状況、競合状況その他の事実を前提とすると、当行は、現時点においては顧客口座数300万口座をクリティカル・マスの目途と考えております。しかしながら、当行グループの顧客口座数が300万口座を上回ったとしても、当行グループが期待するクリティカル・マスの効果が現実に発現するとの保証はありません。また、以下の各要因その他本項目に記載したものをはじめとする様々な要因が生じた場合は、これらの当行戦略が全く又は十分に奏効せず、当行グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

なお、平成20年9月末現在の顧客口座数は289万口座となっております。

- ・クリティカル・マス達成のためのマーケティング費用等が、著しく増加すること
- ・クリティカル・マス達成の過程での預金量の増加、調達金利の上昇により資金調達費用が著しく増加すること
- ・顧客口座数の増加スピードが鈍化し、クリティカル・マスの達成が遅延又は不能となること
- ・顧客口座数の増加が、電子決済件数、金融サービス販売高、預金残高等の増加に繋がらないこと
- ・電子決済件数増加のための新サービスや新商品等の各種施策が不調に終わること
- ・クリティカル・マス達成後も、電子決済サービス提供に要する費用の低減化・効率化ができないこと
- ・市場環境の変化により、顧客口座数が増加せず又は電子決済サービス手数料収入が伸び悩むこと

また、当行グループは、デビットカードの発行等により、ウェブ決済のみならずリアル決済においても、電子決済サービスの業務展開を積極化しており、平成18年2月にVISAの「プリンシパル・メンバー」の資格を取得し、平成19年7月より「イーバンクマネーカード」の発行を行っております。しかし、デビットカード等のリアル決済における電子決済サービスへのニーズが当行グループの予測を下回る場合、VISAとの関係が良好に継続できない場合、競合他社による同種の機能を有するカードに比して当行カードの優位性が認められない場合、カード不正取引が著しく増大する場合等、当行グループの戦略が全く又は十分には奏効しないときは、当行グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

②競争に関するリスク

当行グループの電子決済サービスの分野における現在の主要な競合者は、株式会社ジャパンネット銀行、ソニー銀行株式会社及び住信SBIネット銀行株式会社です。平成20年6月末日現在、当行、株式会社ジャパンネット銀行、ソニー銀行株式会社及び住信SBIネット銀行株式会社の口座数はそれぞれ約252万口座、約186万口座、約64万口座及び約16万口座であり(注)、競合は今後も激しいものと予測されます。また、同分野においては、住信SBIネット銀行株式会社、株式会社じぶん銀行の新規参入に見られるように、従来の金融機関のみならず他業種企業も参入することが見込まれ、新たな技術の登場等も考えられることから、今後さらなる競争の激化が予想されます。こうした事業環境において、競合他社が、当行主力商品・機能と類似した商品・機能を提供し、又は、電子決済サービスのシステムの有効性若しくはセキュリティ、顧客基盤若しくはブランド等の集客力、当行主力商品・機能と類似した商品・機能の提供、低コストによる価格競争力等の面において当行グループよりも競争力を有する場合、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(注) 出所

平成20年7月24日付 株式会社ジャパンネット銀行「平成21年3月期第1四半期 財務・業績の概況」

平成20年8月13日付 ソニー銀行株式会社「平成21年3月期第1四半期財務・業績の概況」

平成20年7月31日付 住信SBIネット銀行株式会社「平成21年3月期第1四半期財務諸表の概要」

③内国為替制度について特定の第三者に依存するリスク

当行は、平成18年1月4日に全国銀行データ通信システムに直接接続しましたが、現在も当行は日本銀行に当座預金口座を有しないため、内国為替制度に基づく加盟銀行間での日本銀行当座預金口座上の決済が行えません。また当行は、早期の日本銀行当座預金口座の開設を目指しておりますが、日本銀行との間で当座預金取引が開始される保証はありません。このため、当行が日本銀行に当座預金口座を開設するまでは、株式会社西日本シティ銀行に銀行間決済の代行業務を委託します。したがって、当行の日本銀行当座預金口座の開設が認められ、かつ日本銀行当座預金口座上の決済が行えるようになるまでの間、株式会社西日本シティ銀行のシステムや業務に何らかの障害が発生した場合又は何らかの理由により同行への銀行間決済の代行業務の委託ができなくなる場合には、当行グループの事業に重大な悪影響を与える可能性があります。

④ATMについて特定の第三者に依存するリスク

当行はインターネット専業銀行であるために、当行の支店舗網や独自のATMを有しておりません。当行は、株式会社セブン銀行及び株式会社ゆうちょ銀行と、それぞれATMの利用に係る契約を締結し、当行の顧客はこれらのATMを利用して当行口座の入出金が行えます。したがって、これらの金融機関等との関係が悪化した場合又はこれらの業務もしくはシステムに支障が生じた場合には、当行グループの事業に重大な悪影響を与える可能性があります。

⑤資金流動性に関するリスク

当行の預金については、普通預金の引出し、定期預金の解約及び他の金融機関への送金又は振込がインターネット上で時間と場所を選ばずに迅速かつ容易に行えます。このため、当行グループのレピュテーションに悪影響を及ぼす風評が流布される等、不測の事態が発生した場合には、預金の流出が通常の銀行と比較して速いペースで進展する可能性があります。

また、当行グループでは現在、コンティンジェンシープランを策定の上、統計的手法を用いて資金流動性準備率を設定し、同比率を毎日モニタリングする等、資金流動性には十分配慮した業務運営を行っておりますが、予想を超えた著しい資金流出が起こった場合には、当行グループの業務が継続できなくなる可能性があります。

⑥業務の外部委託に関するリスク

当行グループは現在、事務センターにおける口座開設関連業務やコールセンターにおける顧客問合せ対応業務等を、複数の外部委託先に委託しております。外部委託先の選定にあたって審査を行い、委託後も外部委託先の管理、監視を通して不慮の事態に備えておりますが、これらの業務委託先が委託業務を適切に執り行わなかった場合、何らかの理由により当行グループに対するサービスを停止し、当行グループが速やかに代替策を講じることが出来ない場合等には、当行グループの業務の停止や信頼性の喪失を招き、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、当行口座開設への誘導等を推進する「アフィリエイトプログラム」や「ブランチ・プログラム」においては、第三者が当行サービスに関する告知や広報等を実施しているため、当該第三者が当行との契約の範囲を逸脱し、銀行法や金融商品取引法等により禁止されている当行のサービスに関する勧誘行為や口座開設に関わる事務等に従事する可能性を完全に払拭することはできません。当行は、上記業務を提携、委託する法人顧客の審査、教育及び監視を行っておりますが、当該法人顧客が違法行為又は脱法行為を行った場合には、委託者である当行の責任問題に発展するおそれがあり、結果として当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑦知的財産権の侵害に関するリスク

インターネットに関連した事業分野では、様々な知的財産権が複雑に絡み合っております。これらの知的財産権は、当行グループ及び当行サービスを利用する顧客がそれぞれの責任範囲において、権利侵害等の防止に十分留意する必要があります。当中間連結会計期間末現在、当行グループは知的財産権の侵害をめぐる重要な訴訟・紛争の当事者とはなっておりませんが、当行グループ及び当行サービスを利用する顧客によって、知的財産権の侵害・被侵害行為がなされた場合には、当該行為に関連する問題の解決等に伴い、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(B) 金融サービス販売業務に関するリスク

①競争に関するリスク

近年、インターネットを通じた投資信託等金融商品の販売業務については、従来の金融機関のみならず他業種企業グループも参入しており、激しい競合状態にあります。こうした事業環境において、顧客の要望する手数料やサービスの提供、サービスの質、システムに対する信頼性等について、当行グループが競合企業に対する競争優位性を確保できなかった場合には、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

(C) 運用調達業務に関するリスク

①資産運用の基本方針に関するリスク

当行グループにおいては、有価証券及び金銭の信託が当行グループの運用資産の大宗を占め、又は運用収益に重要な影響を与えております。かかる運用資産は、流動性を補完することを主目的とする安全資産と、収益の獲得を主目的とするリスク資産に分類され、債券、株式、ファンド、証券化・流動化商品等の多様な金融商品での運用を行っております。これらの活動による収益は、金利、外国為替、債券及び株式等の市場変動等により大きく影響を受けることがあり、評価額が大きく変動し当行グループの業績に影響を与える可能性があります。また、運用資産に組み込まれている貸付債権、デリバティブ又は債券について債務者の信用リスクが上昇した場合にも当行グループの業績に悪影響が及ぶ可能性があります。当行では、ALMの観点及び銀行業務としての公共性に鑑み、リスク資産の裏付資産が偏在しないような基準を設け、実行ごとにチェックを実施しておりますが、これらの投資により損失を計上しない保証はありません。

当行グループがかかるときの基本方針に基づき運用調達業務を行えない場合、十分な流動性を確保できない可能性、又は運用調達業務において期待される収益を計上できない可能性があります。また当行グループがかかるときの基本方針に基づき運用調達業務を行う場合でも、資産の流動性及び運用資産の収益性が確保されるとの保証はありません。

②米国を中心としたいわゆるサブプライムローン問題等に端を発した金融市場の混乱等に係るリスク

米国を中心としたいわゆるサブプライムローン問題等は、世界的な金融市場の混乱を引き起こしており、かかる状況が継続し又はさらに悪化することにより、当行グループが保有する有価証券や証券化・流動化商品等の金融商品の市場価格又は取引価格が下落し、又は為替相場や金利が当行の予想を超えて変動する等、投資ポートフォリオの一部が悪影響を受ける可能性があります。その結果、当行グループの経営成績及び財政状態に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

③投資に係る意思決定態勢・手続きに関するリスク

当行における運用資産の投資及びその回収は、当行の職務分掌に従い、投資委員会やリスク管理委員会といった社内委員会での議論を経て、意思決定がなされます。

かかる意思決定態勢・手続きの整備に継続して努めるものの、結果的に当行の経営陣の意思決定に十分な牽制又は抑制が働かない場合、当行グループの投資について適切な意思決定がなされないおそれがあります。

また、個別の投資案件についてこれらの意思決定態勢・手続きを適用する結果、当行が適時のタイミングで投資の意思決定及びその実行を行うことができないおそれがあります。

④証券化・流動化商品及びヘッジファンド関連投資に伴うリスク

当行グループは、運用調達業務において、各種不動産物件、消費者ローン等の貸付債権、企業の売掛債権、企業向けの貸付債権、信用デリバティブ、及びその他の債券等を裏付資産とする証券化・流動化商品に、預金残高の一定割合を投資しています。投資の実行に際しては、十分な審査を実施するとともに、取得した商品の裏付資産についても、定期的なモニタリングを実施しております。例えば、不動産、金銭債権等の裏付け資産の種類ごとの分散や、また同じ不動産証券化商品であっても用途、地域、アレンジャーごとの分散を図り、特定のリスクが偏在しないよう管理しております。しかし、これらの投資により損失を計上しない保証はありません。また、景気動向、金利動向等、の各種経済条件の変動や法規制の変更、地震等の自然災害の発生等により、証券化・流動化商品の裏付資産のキャッシュ・フローが悪化した場合や当該裏付資産の資産価値が毀損した場合には、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。特に、近時の不動産市況の低迷や関連業界における倒産件数の増加等を背景に、不動産関連商品の資産価値が今後一段と低下する可能性があります。さらに、市場の流動性が低下した場合、当該資産を当行グループが希望する時期又は価格で売却又は処分できないことなどにより、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

また当行グループは、ヘッジファンドについても一定程度の投資を行っています。ヘッジファンドは一般に、通常の株式・債券の買い持ち戦略の他にデリバティブを使った複雑なトレーディング戦略等を採用し、またハイリスクな投資機会を対象とすることがあり、価格変動リスクが高くなる傾向にあります。また、ヘッジファンドは国債、上場株式又は債券等に比して、流動性が限られるため、適切な時期又は条件で売却又は処分することが困難なこともあります。当行グループは、投資の実行に際して十分な審査を行い、当行グループに適切なりターンとリスクを有するヘッジファンドを厳選するとともに、定期的なモニタリングを実施しておりますが、ヘッジファンドの投資戦略が成功しない等の理由により、ヘッジファンドへの投資持分の市場価格又は経済的価値が下落した場合、あるいは当行グループが希望する時期又は価格で売却又は処分できない場合、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

不動産の証券化・流動化商品の投資残高

(百万円)

	平成 19 年度中間 連結会計期間末残高	平成 20 年度中間 連結会計期間末残高	平成 19 年度期末残高 (連結)
不動産証券化・流動化関連	58,807	42,937	46,700
金銭の信託	—	—	—
社債	37,384	20,831	26,201
買入金銭債権	20,953	21,743	20,117
その他の有価証券	469	361	380

(注) 政策目的による投資に係る残高は含みません。

金銭の信託の内訳

(百万円)

	平成 19 年度中間連結会計期間		平成 20 年度中間連結会計期間		平成 19 年度	
	中間期末残高 (連結)	中間連結損益計算書 のその他経常収 益(費用(△)) 計上額	中間期末残高 (連結)	中間連結損益計算書 のその他経常収 益(費用(△)) 計上額	期末残高 (連結)	連結損益計算書の その他経常収 益(費用(△)) 計上額
金銭の信託	56,962	2,300	7,393	△1,310	35,750	△842
不動産証券化・流動化関連	—	300	—	—	—	300
ファンド等(注 1)	53,365	1,994	7,133	△1,318	29,369	△1,147
その他(注 2)	3,596	4	259	7	6,381	4

(注) 1. 当行は為替のリスクをヘッジしており、「その他経常収益(費用)」には、為替予約コスト及び為替変動にかかる損益が含まれております。なお、平成 19 年度中間連結会計期間及び平成 19 年度においては、その費用の一部(20 億 82 百万円)を「その他業務費用」に計上しております。

2. その他には、株式、キャッシュリザーブ、為替予約評価損益等が入っております。

買入金銭債権の内訳

(百万円)

	平成 19 年度中間連結会計期間		平成 20 年度中間連結会計期間		平成 19 年度	
	中間期末残高 (連結)	中間連結損益計算書 のその他の受入 利息(費用(△)) 計上額	中間期末残高 (連結)	中間連結損益計算書 のその他の受入 利息(費用(△)) 計上額	期末残高 (連結)	連結損益計算書の その他の 受入利息(費用 (△))計上額
買入金銭債権	33,861	452	30,733	441	31,052	954
貸付金銭債権	12,907	203	8,989	131	10,935	367
不動産証券化・流動化関連	20,953	247	21,743	309	20,117	586
その他	—	0	—	—	—	0

なお、平成 20 年度中間連結会計期間において、不動産市況の悪化等を要因とする貸倒引当金の積み増しにより、連結経常損失及び連結純損失を計上しております。

⑤運用資産が予定どおり積み上がらないリスク

当行グループは、運用調達業務を主要な業務の一つと位置付け、将来の収益計画を設定したうえで、投資業務を遂行しております。しかし、収益計画の達成の成否は、景気動向、証券市場全体の動向、金利動向、対象資産の価値変動、当行の投資案件組成状況、自己資本比率規制からの制約等の複数の要因に大きく左右

されます。したがって、収益計画の作成の際に想定した様々な前提条件の動向により、当行の運用業務の収益性が大きく変動し、当行グループの業績が悪影響を受ける可能性があります。当行グループは、高い流動性の維持に留意していることから、流動性の低い商品に対する投資の額に制限があり、また、当行グループは当中間連結会計期間末現在、預金担保の個人向け当座貸越業務及び保証付個人向け無担保貸出業務を除く貸付業務を行うことができず、投資対象にも制限があるため、魅力的な商品に対して適時に適切な金額を投資できない可能性があります。

⑥時価のある有価証券に関するリスク

当中間連結会計期間末に当行及び当行グループが保有する有価証券のうち、時価のあるものについては以下のとおりです。これらの有価証券については、連結貸借対照表上時価が計上されますが、有価証券の時価は債券及び株式市場の動向により変動し、投資先の業績不振、債券及び株式市場における市況の悪化等により評価損が発生する可能性があります。なお、有価証券の時価については、当行は会計基準に従い算定の評価基準を設け時価評価の客観性及び公正性の確保に努めておりますが、対象となる有価証券の時価の中にはその算定が複数の要因に大きく左右されるものがあり、当行が使用する時価と実際の市場価格との間で乖離が生じるおそれがあります。

世界的に不安定な金融市場の影響により、金融商品の市場価格が大きく下落または適切な価格を参照できない状況が増加しており、このような市場における大きな変動又は市場における機能不全は、当行グループが保有する時価のある金融商品の評価に悪影響を及ぼす可能性があります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの（連結ベース）

（単位：百万円）

	平成19年度中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			平成20年度中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			平成19年度末 (平成20年3月31日)		
	中間連結 貸借対照表 計上額	時価	差額	中間連結 貸借対照表 計上額	時価	差額	連結貸借対 照表計上額	時価	差額
国債	—	—	—	25	25	0	—	—	—
地方債	—	—	—	7,021	7,024	2	—	—	—
合計	—	—	—	7,046	7,049	2	—	—	—

その他有価証券で時価のあるもの（連結ベース）

（単位：百万円）

	平成19年度中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)			平成20年度中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			平成19年度末 (平成20年3月31日)		
	取得原価	中間連結 貸借対照表 計上額	評価差額	取得原価	中間連結 貸借対照表 計上額	評価差額	取得原価	連結貸借対 照表計上額	評価差額
株式	284	229	△55	23	19	△3	23	23	—
債券	471,773	470,569	△1,204	657,445	661,828	4,382	610,775	608,337	△2,437
国債	434,426	433,619	△806	629,482	634,652	5,170	579,369	577,180	△2,188
社債	37,346	36,949	△397	27,963	27,175	△788	31,405	31,156	△248
その他	69,464	66,381	△3,083	53,102	45,991	△7,111	71,671	59,563	△12,108
合計	541,522	537,180	△4,342	710,571	707,839	△2,732	682,470	667,924	△14,546

⑦投資リスク管理方針が有効に機能しないリスク

当行グループは、現在投資リスク管理に関する方針及び手続に基づき資産の投資・運用を行っておりますが、変化し続ける投資リスクに適時適切に対応するため、かかる投資リスク管理の方針及び手続を今後も不断に見直し改善していく予定です。しかし、当行グループは急速に運用資産残高が増加する中、証券化・流動化商品、ファンド等、相対的にリスクの高い運用資産も保有しているため、かかる方針及び手続が、投資リスクの認識及び管理に際して十分に機能しない可能性があります。当行グループの投資リスク管理手法には、過去の市場動向の観測に基づくものがあるため、将来のリスク量を正確に把握できない可能性があります。世界的に不安定な金融市場の影響により、投資リスクに急激な変化が生じており、過去の市場動向の観測によっては将来の投資リスクを正確に把握することが困難な状況が増加しており、急激に変化する投資リスクに適時適切に対応することができない可能性があります。また投資上の各種リスク及び法規制に対応するためには、多くの取引及び事象の検証に基づいて、投資リスク管理の方針及び手続を適時適切に制定、改廃する必要があります。そうした調整が行われるまでの過程においては既存の投資リスク管理の方針及び手続は、断続的にその効果が不十分となる可能性があります。また運用資産の流動性又は取引価格等により、かかる投資リスク管理の方針及び手続の制定又は改廃に従った処理を現実に実行することができない可能性もあります。その場合、運用資産価値が毀損し、当行の自己査定・償却引当基準を超えて損失が発生するなど、当行グループの業績に悪影響を与えることが見込まれます。

⑧個人向け貸出業務取扱いに関するリスク

当行グループは、従来、銀行業免許の付帯条件として、監督官庁の事前承認を受けることなく、預金担保の個人向け当座貸越業務を除く一般貸出業務等を行うことを認められておりましたが、監督官庁より平成20年9月10日付で保証付個人向け無担保貸出業務に係る承認を受けたことにより、保証付個人向け無担保貸出業務を行うことが認められました。当行グループは、かかる個人向け貸出業務の事業化の検討を進めておりますが、同事業を行う場合、当行グループは従来負担していなかった債務者又は保証会社の信用リスク

を負担し、債務者が債務不履行に陥るなどの場合、当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(D) 事業全般に関するリスク

①業歴が浅いこと

当行グループの中核企業であるイーバンク銀行株式会社は、その前身である日本電子決済企画株式会社が平成12年1月14日に設立され、平成13年7月9日に銀行業免許を取得し、同年7月23日に銀行として開業した、業歴の浅い会社であります。また、そもそも、インターネット専門銀行自体が、新しいビジネスモデルであり、歴史的に確立された安定性の高い業務形態ではありません。そのため、当行グループが収益性を上げることができる保証はありません。さらに、今後の事業展開による収益構造の変更、急成長しつつあるインターネット業界における企業が直面するトラブル、予定外のコスト負担増等により当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

②PC又は携帯端末によるインターネット経由の電子商取引市場に関するリスク

当行グループは、PC又は携帯端末によるインターネット経由の様々な電子金融取引サービスを当行の口座保有者に提供することを主たる事業としております。このため、PC又は携帯端末によるインターネット経由の電子商取引が広く普及し、またこれらの利用者にとって安全かつ利便性の高い電子商取引の利用環境が維持されることが、当行グループの事業展開にとっての基本的な条件となります。しかし、PC又は携帯端末並びにインターネットの普及はピークに達している可能性があります。さらに、PC又は携帯端末によるインターネット経由の電子商取引の歴史は浅く、その普及に関する将来性が不透明であるほか、それを利用した犯罪行為等の弊害の発生も予想されます。PC又は携帯端末によるインターネット経由の電子商取引に関する市場が拡大しない場合には、当行グループは収益機会を喪失し、当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

③セキュリティ及び顧客情報の不正利用に関するリスク

当行はインターネット専門銀行として営業を行っておりますが、インターネット業界は、技術進歩の速度が極めて速く、またネット上における各種犯罪に対する規制・対策についても、その整備に未だ課題が多く、違法な行為の取締りが十分になされていないといった問題があります。

当行グループでは、当行顧客口座への不正アクセス等の違法行為に備え、システムのセキュリティ強化については不断の努力を行っておりますが、当行の想定を超えた技術・方法等により、当行グループのシステムに不正アクセスが行われ、顧客口座での不正取引や機密情報の漏洩等が発生した場合には、当行グループの業務が中断する可能性があります。また、第三者が当行グループのネットワーク・セキュリティを侵し不正に取引口座情報を利用した場合等には、当行グループに責任が発生する可能性があります。セキュリティ上の問題の発生又は顧客情報の不正利用は、当行グループへの信頼を低下させ、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、他の金融機関においてインターネット・バンキング業務におけるセキュリティに関連して問題が生じることで、インターネットをプラットフォームとする電子金融取引全般について社会的評価が低下する場合にも、当行グループの業績について影響が及ぶ可能性があります。

④システムに関するリスク

当行グループのシステムは、電子金融取引等を司るフロントシステム、各種取引データを取り込んで財務諸表を作成する勘定系システム、ウェブ上における口座開設や口座情報の照会、コールセンターの問合せ履歴等を管理するシステム等から構成されております。また、災害等により当行グループのシステムに障害が発生した場合に備え、本社システムにおいてネットワーク・ハード機器を二重に装備するとともに、顧客データの隔地保管等を行うため、本社システムにくわえバックアップセンターを設置し、同一内容のデータを保管することで、緊急時におけるシステム障害のリスクを軽減しております。

当行グループ事業の根幹である電子金融取引等は、全てこれらのシステムを経由して行われているため、上記の施策にも関わらずこれらのシステムに障害が発生した場合には、当行グループの事業全体に重大な悪影響が及ぶおそれがあり、またこれらのシステム障害に対する対応の遅れは、当行グループへの信頼を低下させるおそれがあります。

くわえて、以下の各事項を始めとする様々な要因によっても、当行グループのシステムに障害が生じ、当行グループの業績に悪影響が及ぶ可能性があります。

- ・ハードウェア又はソフトウェアの欠陥
- ・アクセス数・顧客口座数・取引件数等の急激な増大
- ・自然災害
- ・停電
- ・人的ミス、怠業又は破壊行為
- ・コンピュータウイルス
- ・スパイウェア等によるサイバーアタック
- ・システム開発の外部委託先による業務不履行等

また、当行グループの電子金融取引等のためのシステムの維持又は発展のために、システム投資を継続的に実施する必要がありますが、これらのシステム投資が十分な水準でなされない場合には、当行サービスの陳腐化による顧客の流出等を通じて、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑤法規制について

当行が営む銀行業を行うためには銀行法第4条第1項に基づく免許が必要であり、また、当行が営む一定の有価証券関連業及び外国為替証拠金取引の取扱いを行うためには銀行法第11条並びに金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受ける必要があります。

当行は銀行業の免許を取得して銀行業を行うとともに、有価証券関連業を行う金融機関としての登録を受けて、一定の有価証券関連業（有価証券の元引受業務を含みます。）を行っております。また、当行は平成19年6月に金融先物取引法第56条に基づく金融先物取引業者の登録を受けました（なお、金融商品取引法の施行により、金融機関が行う外国為替証拠金取引の取扱いは、有価証券関連業と同様に金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けて行うものとなり、当行は同条に基づき有価証券関連業及び上記外国為替証拠金取引の取扱いを行うこととなります。）

また、当行子会社であるイートラスト信託株式会社は平成20年4月1日に信託業の営業免許を取得し、同月8日より営業を開始いたしました。

さらに、当行グループは、銀行業免許の付帯条件として、監督官庁の事前承認を受けることなく、預金担保の個人向け当座貸越業務を除く一般貸出業務等を行うことを認められておりませんでした。平成20年9月10日付で保証付個人向け無担保貸出業務に係る承認を受けたことにより、保証付個人向け無担保貸出業務を行うことが認められました。当行グループの銀行業、登録金融機関証券業務及び信託業に係る免許等については、有効期間その他の期限は法令等で定められておりません。銀行業、登録金融機関証券業務及び信託業については、銀行法第26条乃至同第28条、金融商品取引法第52条の2並びに第54条及び信託業法第44条並びに第45条にて、業務の停止等及び免許等の取消となる要件が定められており、これらに該当した場合、業務の停止等及び免許等の取消が命じられるおそれがあります。

当行グループの主要な事業活動の継続には、前述のとおり銀行業免許、金融商品取引法第33条の2に基づく登録、信託業免許が必要ですが、現時点において、当行はこれらの取消事由に該当する事実はないと認識しております。しかしながら、将来、何らかの事由により免許等の取消等があった場合には、当行の主要な事業活動に支障をきたすとともに業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当行は、銀行法を始めとした広範な法令上の制限及び監督官庁による監督を受けており、業務全般に関して、金融庁等による定期的な検査を受けております。監督官庁の政策、規制又は監督指針（銀行経理に関する指針等も含みます。）について、当行グループにとって不利益な変更がされた場合には、当行グループの事業又は業績に悪影響を及ぼす可能性もあります。

また、当行グループは、銀行業免許の付帯条件として、監督官庁の事前承認を受けることなく、預金担保の個人向け当座貸越業務及び保証付個人向け無担保貸出業務を除く一般貸出業務等を行うことを認められていないため、当行グループが企図する収益を生み出すための当該業務に関連する新規業務、新規投資案件、商品・サービス等を展開する機会を失う可能性があります。

さらに、当行グループは、銀行法及び関連法令上一定の自己資本比率を維持する必要があります（詳細については下記「⑥自己資本比率が悪化するリスク及び自己資本比率規制が変更される可能性について」をご参照ください。）。

くわえて、当行グループの行っているインターネットにより媒介される電子金融取引に関して、インターネット関連事業を規制する法律は整備途上の段階にあると認識しております。しかし、今後インターネットや電子商取引の利用者又は関連する事業者を規制対象とする法律が整備もしくは強化され、又は何らかの自主規制が求められる可能性があります。さらに、当行グループが今後事業を拡大する場合、当該事業に適用のある法規制を遵守する必要があり、当行グループの事業に制約がくわえられ、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑥自己資本比率が悪化するリスク及び自己資本比率規制が変更される可能性について

当行グループは、銀行法第14条の2に従い自己資本比率を維持する必要があります。金融庁は平成18年3月、同条について、バーゼル銀行監督委員会において見直しがなされた自己資本比率規制に関するガイドラインに基づき従来のガイドライン（平成5年大蔵省告示第55号）を改正し「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）を制定し、同告示は平成19年3月期より適用されております。同告示に基づく当中間連結会計期間末における当行グループの連結自己資本比率は22.22%（単体自己資本比率21.73%）となっております。しかし、当行グループの業績悪化、投資有価証券等保有資産の価値下落、自己資本比率規制に関するガイドラインの変更等により、現在の自己資本比率が低下する可能性があります。

くわえて、当行グループの自己資本比率が基準数値を下回る場合には、金融庁からの是正措置の発動により、当行グループの業務の一部もしくは全部の停止が命じられる、又は銀行業免許が取り消される可能性もあります。

なお、当行グループは、平成20年3月末日において総額10,000百万円の期限付劣後社債を発行しております。自己資本比率の算定においては、基本的項目の額を基礎とする一定の範囲内で、劣後債務を補完的項目として自己資本に算入することが認められており、当行は上記期限付劣後社債について10,000百万円を補完的項目として算入しております。当行グループの基本的項目の額が財政の状態の悪化等何らかの要因により減少した場合などには、当行グループの補完的項目として自己資本の額に算入される劣後債務の額が減少し、自己資本比率がさらに低下する可能性があります。

⑦個人情報の保護について

当行グループは、多数の顧客の個人情報や経営情報等の内部情報を保有しております。個人情報について

は、平成17年4月から「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）が全面施行され、当行グループも個人情報取扱事業者として個人情報保護に係る義務が課せられます。当行グループにおいては個人情報の管理につき、個人情報保護安全管理規則や事務手続等を策定しており、役職員又は外部委託先等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底、システム上のセキュリティ対策等を行っております。しかしながら、上記対策にもかかわらず、個人情報の外部漏洩等が、ファイル交換ソフトウェア等を媒介とするコンピュータウイルス等により当行、その役職員又は業務委託先から発生した場合には、当行グループのレピュテーションの低下、顧客や資金の流出、監督官庁からの行政処分、顧客からの損害賠償請求等により、当行グループの社会的信用及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

⑧預金者保護法について

当行グループは、預金を取扱う金融機関であり、多数の法人又は個人の顧客から預金を受入れています。一方、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預金者の保護等に関する法律」（平成17年法律第94号、以下「預金者保護法」といいます。）が平成18年2月10日に施行され、預金を取扱う全ての金融機関に対し、一定の要件のもとで、偽造・盗難キャッシュカード犯罪の被害補償が義務づけられました。また、平成20年2月19日に、当行が所属する全国銀行協会より会員銀行あてに通達「預金等の不正な払戻しへの対応について」が出され、預金者保護法では被害補償の対象とされていないインターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しについても、預金者保護法の趣旨を踏まえた対応の要請がありました。

当行グループは、システム上の様々なセキュリティ対策の実施にくわえ、預金口座不正使用保険又はキャッシュカード盗難保険等に加入し、対策を講じておりますが、こうした対策にもかかわらず、偽造又は盗難キャッシュカード犯罪もしくは、インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しの被害が大量に発生した場合には、当行グループのレピュテーションの低下、顧客や資金の流出、監督官庁からの行政処分、保険補償額を超える顧客からの被害補償請求等により、当行グループの社会的信用及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

⑨不正取引に係るリスク

当行はインターネット専業銀行として非対面取引を基本とした預金受入れ及び為替取引等の業務を行っており、その取引形態の特性を十分考慮した上で取引開始時の本人確認を厳正に行っております。また、疑わしい取引のモニタリング・システムの整備、口座利用停止、強制解約等のマネー・ローンダリング防止にも注力しておりますが、これらの不正取引を目的する当行の口座の開設又は利用を完全に防止できる保証はありません。仮に、多くの不正取引に当行の口座が利用され、これに対し当行が有効な対策を取ることができなかつた場合には、当行グループのレピュテーションの低下、監督官庁からの行政処分などにより、当行グループの社会的信用及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

⑩金融商品取引法について

当行グループは、平成19年9月に施行された金融商品取引法第33条の2に基づく登録を受けて有価証券関連業務等を行っており、金融庁監督の下、金融商品取引等の規制を受けております。金融商品取引法は、従来の証券取引法が全面的に改正されたもので、主に利用者の保護ルールの徹底と利用者利便の向上、市場機能の確保について強化がなされております。金融先物取引法等が金融商品取引法に統合されたほか、同時に銀行法等諸法令も一部改正されました。当行グループでは、関連する諸法令に則して事業を行っておりますが、今後、当行グループが金融商品取引法に抵触する事態が発生した場合には、登録の取り消し、業務の全部又は一部の停止等の行政処分等を受ける可能性があり、その場合、当行グループの社会的信用及び業績に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

⑪業務範囲の拡大に関するリスク

当行グループは、法令等の許す範囲内で、その人的・物的資源を活用して、現在行っている業務以外の分野にも業務範囲を拡大していく予定です。拡大された業務範囲については、全く経験がないか、又は限定的な経験しか有していないことがあり、業務範囲の拡大に伴う制約もしくはリスクの分析又はその対応に問題がある場合は、当該業務を行うことができない又は当該業務において損失を被る可能性があります。また、必要な許認可取得の遅れその他の理由により当行グループの業務範囲の拡大が想定どおりに進展しない場合、又は競争の激化等により拡大した業務の収益性が悪化した場合には、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑫リスク管理態勢の限界

当行グループは、リスクの管理方針等を定めた「リスク管理基本ポリシー」を取締役会において制定し、同ポリシーに従い、個別のリスク管理に関する各種規程・細則を制定し、これらの規程等にしがたって業務を遂行しております。

当行グループでは、リスク管理部を中心とした総合的なリスク管理態勢をとっており、リスク管理担当役員統括の下、当行グループの総体的なリスクをリスク管理レポートとしてまとめ、月次でリスク管理委員会に、四半期毎に取締役会に、それぞれ報告しております。一方、システム障害や災害の発生時の対応方針については、「コンティンジェンシープラン」に規定し、不測の事態においても銀行としての公共的使命を全うすべく、万全を期しております。

以上のように、当行グループはリスク管理の観点から必要十分な態勢を構築していると認識しておりますが、当行グループに係る多様なリスクの全てに完全に対応できるとの保証はなく、当行グループの想定しないリスクが発生した場合、又はリスクに対する十分な対応ができない場合には、当行グループの業績に重大な悪影響を与える可能性があります。

⑬内部統制システムに関するリスク

当行グループは、健全性の強く要求される銀行業務を行いつつ、電子決済サービス業務を中心とする既存の業務を充実・拡大する予定です。したがって、業務の健全性を維持しつつ、業務の充実・拡大を行うために、当行グループとしては、最大限の注意を払ってリスク管理態勢等の内部統制システムを整えてきており、また今後も整えていく所存です。しかし、必ずしもかかる内部統制システムが十分に機能しない可能性があります。

⑭人材の確保・増強・維持に伴うリスク

当行グループは現在、顧客口座数の増加や新規サービスの開発等、急速な業務拡大の最中にあり、人的・組織的・物的な体制の拡充を図っていく方針ですが、インターネット関連ビジネス及び銀行業務の両方に精通している等、当行グループの必要とする人材の獲得は容易ではなく、適当な人材を適時に確保できる保証はありません。さらに、人的・組織的又は物的な体制の増強ができた場合でも、人員増、教育・社内インフラ整備等に伴って、固定費の増加及びこれに伴う収益性の悪化を余儀なくされる可能性があります。

また、当行グループの業務を拡大しかつ競合相手に対する業務上の優位性を維持していくためには、商品知識、技術及び経験を有する従業員を継続雇用し、離職を防ぐことが重要です。当行グループが有能な人材を維持し、当行グループからの退職を防ぐことのできる保証はなく、有能な人材が当行グループから流出する場合には、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑮楽天株式会社との資本・業務提携

当行は、平成20年9月4日付で楽天株式会社との資本・業務提携契約を締結し、同年9月29日付で楽天株式会社を割当先とした、乙種優先株式による第三者割当増資を行っております。同社が引き受けた乙種優先株式については、1株につき当行普通株式1株を対価とする取得請求権が付与されており、かかる取得請求権の行使があった場合にはその程度に応じて当行総株主の議決権の数に対する割合が変動する可能性があります。監督官庁の認可を条件とし、乙種優先株式の全てが普通株式に転換請求された場合においては、当行総株主の議決権の数に対する同社が有する議決権の割合が48.69%となります。また、当該契約に基づき楽天株式会社は、当行の取締役のうち4名及び代表取締役社長を指名する権限を有しています。したがって、乙種優先株式の全てが普通株式に転換請求された場合においては、当行は同社の連結子会社となる可能性があります。これにより、楽天グループのレピュテーションが何らかの形で低下した場合等、当行の経営及び業績にも悪影響を与える可能性があります。また、乙種優先株式が大量に普通株式に転換された場合には、既存株主の有する株式価値が希薄化される可能性があります。

当行は、平成20年11月13日付で、楽天株式会社及び楽天株式会社の子会社である楽天クレジット株式会社との間で、個人向けローン事業の統合に向けて、当行が楽天クレジット株式会社の保有する営業用資産の全部又は一部を承継する旨の基本合意書を締結いたしました。楽天株式会社は、子会社である楽天クレジット株式会社において個人向けローン事業を展開しており、当行も、かねてより、事業基盤の多角化と拡充を目指して、個人向けローン事業への進出準備を進めておりました。当行、楽天株式会社及び楽天クレジット株式会社は、個人向けローン事業の展開をスピード感をもって行うためには、楽天クレジット株式会社の有する個人向けローン事業における、顧客基盤、ノウハウ、インフラを活用し、楽天クレジット株式会社と当行とで個人向けローン事業を一体運営していくことが望ましいことから、同事業の統合を検討していくことで合意したものです。但し、こうした個人向けローンの事業統合が進捗しない場合や事業統合により期待する効果が現れない場合には、当行の業績に悪影響を与える可能性があります。

なお、楽天グループの顧客に対する銀行決済サービスの提供、金融商品や電子商取引のマーケティングに関する相互協力、各種金融商品の共同開発等を行うことを合意しておりますが、両社の顧客層、提供するサービス、利用するシステムの整合性等により、かかる業務提携により期待するシナジーが生じることの保証はありません。期待する効果が現れない場合においては、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑯ブランドの確立・普及について

インターネット上における集客及び顧客層の拡大においては、当行グループが「イーバンク (eBANK)」ブランドを確立し、好ましいブランドとして認知させることが必要であると考えております。ブランドを確立するためには、顧客にとって利便性の高いサービスを提供することで当行の利用を促進させるとともに、各種メディアにおいて高い評価を獲得し、営業実績を着実に積み重ねていく必要があると考えております。このようなブランド戦略が奏功しない場合には、当行グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、現在当行グループでは、提携サイトのウェブページ上を中心とした広告活動を行っておりますが、各種メディアを通じ「イーバンク (eBANK)」ブランドを浸透させるべく、広告宣伝費を大幅に増加させる可能性があり、その場合は、当行グループの業績に悪影響を与える可能性があります。

⑰風評リスク

当行は顧客の預金を預かる銀行として高い信頼を維持することが求められおり、当行グループのレピュテ

ーションが何らかの形で低下した場合、当行グループの業績に悪影響を及ぼすおそれがあります。特に当行グループが業務を展開するインターネットの世界では、各種行動の自由度が高く、かつインターネット上における発言は短時間で多数の閲覧者に伝播するため、当行グループのレピュテーションに悪影響を及ぼす発言行動がネット上に流布した場合には、当行グループ又は当行株式等のレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、インターネット上での発言行動は匿名性が高い状態で行えるため、発信者を特定することが困難な場合があり、当行グループが発信者に対して十分な責任追及をなし得ない可能性があります。

⑱今後の資金調達について

当行グループは、今後も資金調達としての預金にくわえ、業容拡大等に必要な資金を資本市場等から適宜調達をしていく方針ですが、経済環境等の変動又は当行グループの自己資本比率の低下等により、適切な時期に当行が希望する金額及び条件での資金調達ができず、当行グループの事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

(3)その他のリスク

(A) ストック・オプション等について

当行グループは、役員及び従業員等に対し、当行グループの経営への参画意識を高めるため、ストック・オプションを付与しております。当行グループは今後も優秀な人材の確保のため、ストック・オプション制度を継続する方針であります。なお、これらのストック・オプションが行使された場合、1株当たり株式価値を希薄化させる可能性があります。

また、当行グループではその役職員等が新株予約権（及び新株引受権）を保有しており、当該権利が行使された場合も、1株当たりの株式価値を希薄化させる可能性があります。なお、当中間連結会計期間末における、当行グループの役職員等に付与された新株予約権（及び新株引受権）の目的となる株式の数の合計は、63,175個であります。

(B) 配当について

当行は、設立以降当中間連結会計期間末まで繰越損失が残っており、これまで配当を行った実績はありません。将来の配当については、当行グループの業績等を勘案し、内部留保の充実を通じた企業価値向上による株主への利益還元とのバランスに留意しながら、総合的に決定していく所存です。

今後も繰越損失の解消に努める所存であります。繰越欠損金が早期に解消し、配当を行える保証はありません。

また、平成20年9月29日に発行した乙種優先株式に対して当行普通株式に優先して配当が行われるため、当行普通株式に対しては配当が行われない又は配当の額が小額になる可能性があります。

(C) 株主間契約の存在等について

当行の知る限り、本日現在、当行の株主間で当行の議決権行使や株式譲渡等に関する合意は存在しません。ただ、このような合意が存在する可能性は完全に否定できるものではなく、かかる合意が存在する場合には、当行グループの経営方針や事業運営等が影響を受ける可能性があります。

2. 企業集団の状況

(事業の内容)

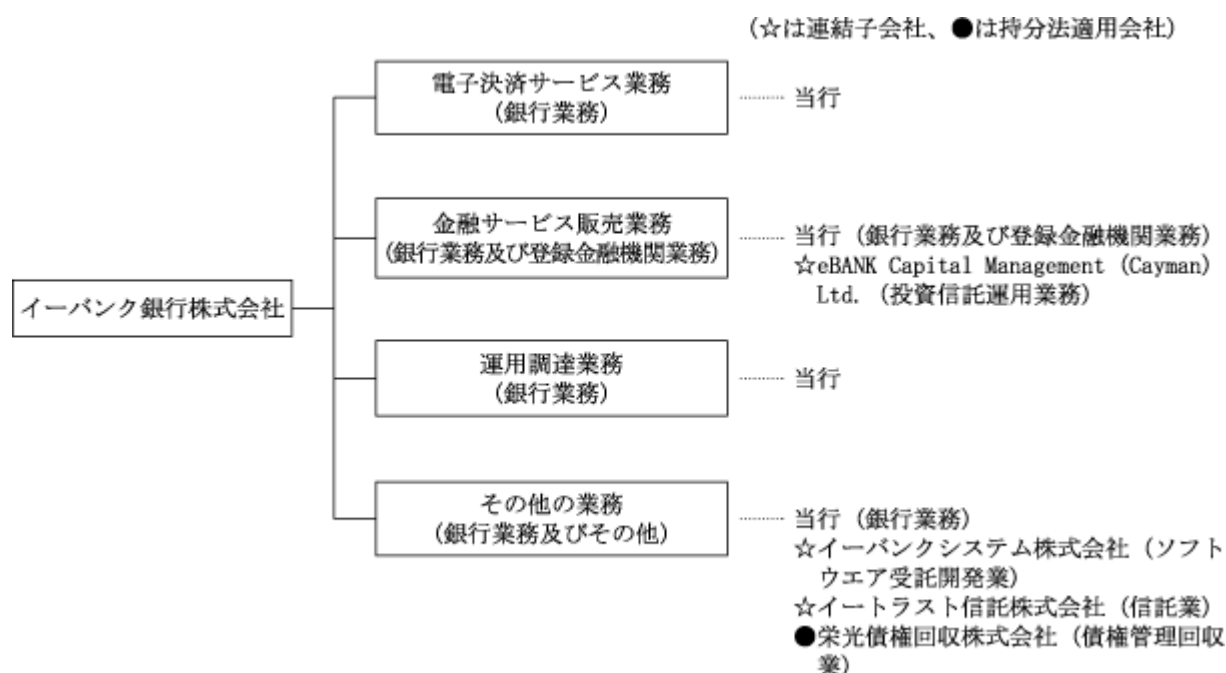
当行グループ（当行及び当行の関係会社）は、当行、連結子会社であるイーバンクシステム株式会社（以下、「イーバンクシステム」といいます。）、イートラスト信託株式会社（以下、「イートラスト」といいます。）及び eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.、並びに持分法適用関連会社である栄光債権回収株式会社の 5 社で構成され（※）ております。

当行は、銀行法第 4 条第 1 項に定める銀行業免許に基づき、一定の付帯条件の下、銀行業務（銀行法第 10 条の規定により営む業務をいいます。）を営んでおります。また、当行は、銀行法第 11 条及び金融商品取引法第 33 条の 2 に基づく登録を受け、有価証券関連業務及び登録金融機関業務（金融商品取引法第 33 条の 2 の登録に係る業務をいいます。）を行っております。

また、イートラストは信託業を営むことを目的として、平成 20 年 2 月に設立され、同年 4 月 1 日に、信託業法第 3 条に基づく信託業免許を取得し、同月 8 日より営業を開始しております。

（※）他に非連結子会社 1 社あり

(事業系統図)



当行は、インターネットを經由して何時でも何処でも安価にアクセスできる電子決済サービスとそれに付随する金融サービスを主として提供するインターネット専門銀行として、平成 13 年 7 月に開業しました。

当行グループでは、「eBANK Style」（イーバンク・スタイル）と呼ぶ経営理念、すなわち、efficiency（効率性）、excellence（優位性）、及び entertainment（楽しさ）という 3 つの“e”と customer satisfaction（顧客満足）からなる、「3 “e” & CS」の思想に基づき、インターネットを通じた電子決済に主軸を置きつつ、関連する各種業務を展開して参りました。これらの業務は、(1) 電子決済サービス業務、(2) 金融サービス販売業務、(3) 運用調達業務、及び(4) その他の業務の 4 つの業務に分類できます。当行グループは、それぞれを密接に結びつけつつ、収益を生み出す事業を展開しており、このうち電子決済サービス業務、金融サービス販売業務の一部、及び運用調達業務は銀行業務に区分され、金融サービス販売業務の一部は登録金融機関業務に区分されます。

(1) 電子決済サービス業務

当行グループは、先進的な情報通信技術を利用したシステムによる資金移動取引（電子決済）のサービスの一つとして、独自のオープン系銀行システムを核とする 24 時間 365 日稼働可能な電子決済プラットフォームを用いて、PC 又は携帯端末によるインターネットを經由した送金及び振込にかかる内国為替業務（ウェブ決済）を顧客に提供しております（代金取立業務は行っておりません。）。具体的には、電子取引におけるショッピングの際、購入者と商品・サービス提供者との間の代金決済を、口座振替機能により瞬時に「イーバンク・ペイ」や「イーバンク・デビット」、メールアドレスと名前だけで送金が行える「メルマネ」、ウェブ上でのデータ交換を通じ大量の取引依頼が可能な「WEB-FB」、大量の振込入金照合業務を簡便化する「イーバンクジャストマッチ」等、決済に軸足を置いたインターネット専門銀行ならではの利便性の高い様々な決済サービスを提供しております（当行グループの顧客口座間における決済を以下「イーバンク決済」といいます。）。また、当行口座から携帯電話料金や一部の公共料金・税金等の支払を可能とするマルチペイメントネットワークに接続するサービスを開始する等、当行の決済・送金サービスの利便性をさらに高めています。これらのサービスは、インターネットに接続可能な PC 及び携帯端末により利用することが可能です（携帯端末に関しては一部のサービスが利用できません。）。くわえて、インターネット上でのセキュリティにも十分配慮しており、SSL128bit の暗号化技術はもとより、登録した IP アドレス以外からの取引を制限する「IP 制限サービス」、インターネット上での不測の事態に対応す

る eBANK セキュリティ保険、通常銀行が一方的に付与する口座番号等のログイン ID を各顧客が自ら設定することができるログイン方法の導入等により、顧客が安心して利用できる環境を提供しております。さらに当行は、VISA International Service Association（以下「VISA」といいます。）の「プリンシパル・メンバー」の資格を平成 18 年 2 月に取得、一層の顧客利便性の向上を目指し、平成 19 年 7 月より「イーバンクマネーカード」の発行を開始致しました。なお、平成 20 年 9 月末における「イーバンクマネーカード」の発行枚数は、116 万枚となっております。

なお、当該業務における収益は、連結財務諸表及び財務諸表における役務取引等収益及びその他業務収益に計上されます。

(2) 金融サービス販売業務

当行グループでは、各種企業との提携による、クレジット一体型キャッシュカードの発行、個人向けカードローンの取次、証券口座の開設の紹介等により、手数料収益の拡大を図っております。

例えばクレジット一体型キャッシュカードの発行については、平成 19 年 2 月から株式会社オーエムシーカードとの提携により、「イーバンクカード OMC」、平成 19 年 9 月より九州カード株式会社との提携による「イーバンクカードジョーズ」を新たに発行し、発行枚数等に応じた手数料を受け取っております。なお、平成 20 年 9 月末におけるこれらのクレジット機能付きカードの発行枚数は、21 万枚となっております。

また、平成 19 年 4 月のマネックス証券株式会社との提携の一環として、平成 19 年 9 月より当行グループの顧客に対する同社の金融商品の仲介を開始し、証券口座開設を紹介し、口座開設件数等に応じた仲介手数料を受取っております。また、他の複数の証券会社についても同様の証券口座開設の紹介を行っております。投資信託の販売に関しては、販売用他社ファンド等を含む新たな銘柄の追加を行い、平成 20 年 9 月末時点での投資信託の取扱数は合計 282 本となりました。こうした投資信託の販売及び当行子会社によるファンドの管理・運用により、販売手数料及び管理手数料収入を計上しております。くわえて、平成 18 年 3 月より取扱いを開始している各種特約定期預金（下記「(3) 運用調達業務」をご参照ください。）に関連するデリバティブ取引による収益を計上しております。

さらに、当行は平成 19 年 10 月に東京金融取引所から為替証拠金取引資格を取得し、同年 11 月より取引所為替証拠金取引「くりっく 365」のサービスを開始し、米ドル、ユーロ、英ポンド、豪ドル、スイスフラン、カナダドル、NZ ドルの 7 通貨での取引を行っております。このように、新しいタイプの金融商品及びサービスの提供並びに新たな金融取引にも、積極的に取り組んでおります。

なお、当該業務における収益は、連結財務諸表及び財務諸表における役務取引等収益又はその他業務収益に計上されます。

(3) 運用調達業務

当行グループでは個人・法人顧客の双方に普通預金を、個人顧客向けに定期預金及び外貨預金を、それぞれ提供しております。個人顧客向けの普通預金については、競争力のある金利を設定し、決済のための資金についても一定期間の預け入れを促す戦略を取っております。また、定期預金についても、金利条件に加え、満期特約定期預金、金利ステップアップ型満期特約定期預金、為替特約定期預金といった特色のある商品を提供することにより、預金残高の積上げをはかっております。

また、外貨普通預金は、米ドル・ユーロ・豪ドル・英ポンド・ニュージーランドドル・南アフリカランドの 6 通貨の取扱いを行っております。原則として 24 時間取引が可能で、適用レートはほぼリアルタイムに市場実勢為替レートに連動し、競争力のある為替コストで提供しております。また、平成 19 年 10 月より米ドル・ユーロ・豪ドルにおいて外貨定期預金の取扱いを開始しておりましたが、これら 3 通貨に加えて、平成 20 年 5 月より英ポンド、ニュージーランドドル、南アフリカランドの 3 通貨（合計 6 通貨）の取扱いを開始しております。預入期間は 1 ヶ月、2 ヶ月、3 ヶ月、6 ヶ月、1 年及び 2 年の 6 種類（南アフリカランドは 2 年の取扱いなし）で、原則として 24 時間いつでも預入れることが可能となっております。今後は外貨定期預金の取扱通貨の拡大等、外貨預金の充実を図ってまいります。

当行グループの預金については、インターネット上での定期預金の解約及び他の金融機関への送金又は振込が、時間と場所を選ばずに迅速かつ容易に行えます。この特性を踏まえ、流動性に十分配慮した運用を行う必要があることから、調達した普通預金残高の 100%と定期預金残高の 25%に相当する額以上を、金融機関預け金や国債といった、流動性の高い資産で運用しております。また、その他の運用資産については、主としてキャッシュ・フローを生み出す資産（オフィスビルや商業・居住用施設等の各種不動産物件、消費者ローン等の貸付債権、企業の売掛債権等）を証券化・流動化した運用商品等やファンド等についても一定程度投資を行っております。投資の実行に際しては、適切なリスク管理のもと運用ポートフォリオを見ながら、アセット・アロケーションを行うことはもとより、十分な審査を実施し、期待リターンとリスクのバランスがとれた運用資産を厳選するとともに、定期的なモニタリングを実施しております。その他の運用資産は流動性の高い資産と比較して高い収益が期待できる資産となっております。なお、当行グループは預金業務と為替業務を主たる業務としてきたことから、銀行業の免許に付された条件に基づき、預金担保の当座貸越及び保証付個人向け無担保貸出業務を除く一般的な貸出業務等新たに銀行法上の承認を得ない限り行うことができません。なお、保証付個人向け無担保貸出業務については、平成 20 年 9 月 10 日付で銀行法上の承認を得ております。

当行グループでは、運用調達業務全般にわたり、ALM（資産負債総合管理）の観点から、金利感応度、資金流動性、市場流動性等のリスクマネジメントに十分留意した運営を行っております。また個別の投資に際しても、リスクに見合った収益が期待できるか、各種リスクの分散を適切に図ることができるか等を入念に検討し、運用資産ポートフォリオの構築を行っております。

なお、当該業務における収益は、連結財務諸表及び財務諸表における資金運用収益、その他業務収益、又はそ

の他経常収益に計上されます。

(4) その他の業務

(A) ソフトウェア受託開発業

イーバンクシステムは、当行グループの銀行システムの開発・運用業務を主業務としております。当行グループの基幹系システムは、独自のオープン系銀行システムを採用し、従来のメインフレーム系銀行システムに比して安価かつ効率的に構築されており、またこれまで安定した運用実績を残しております。イーバンクシステムは、こうしたシステム分野における優位性を踏まえ、当行グループの銀行システムの開発・運用業務のみならず、当行グループ以外の第三者に対する IT サービスの提供も拡大していく予定です。

(B) 信託業

イートラストは、当行グループの取引先又は個人顧客のニーズにあった多様な金融サービスの開発・提供等を可能とする信託業を営業するため、平成 20 年 2 月に設立され、同年 4 月 1 日に、信託業法第 3 条に基づく信託業免許を取得し、同月 8 日より営業を開始しております。

(C) 債権管理回収業

栄光債権回収株式会社は、「債権管理回収業に関する特別措置法」(平成 10 年法律第 126 号)に基づいて、債権管理回収業を行います。

(D) 広告業

広告に係る収益は銀行法 10 条第 2 項に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当し、預金、貸付又は為替に付随する業務とされております。当行では、当行ホームページ及びメールマガジン等への広告掲載による広告業を行っております。

上記の各業務を支えるのは、当行グループの IT システムです。銀行の採用するシステムは、大別してオープン系銀行システムとメインフレーム系銀行システムとがあります。メインフレーム系銀行システムとは、一つのメインコンピュータが情報の管理・処理を統括して行うシステムであり、多くの国内銀行において採用されているシステムです。これに対し、当行グループの採用するオープン系銀行システムとは、最新のテクノロジーを適用したコンピュータがそれぞれ情報の管理・処理を行うシステムであり、先端技術や新たな顧客ニーズ及び処理する情報量の増加に対して比較的低廉なコストで迅速に対応できるというメリットがある一方、セキュリティ対策及び IT 技術の段階的進歩に常に追いつくためのシステムの保守・管理の負担が比較的重い等のデメリットがあると考えられます。当行グループのオープン系銀行システムは、インターネットを介して基幹系システムを顧客に開放することにより、PC 及び携帯端末からの直接接続が可能であるなど、高い拡張性を有しております。また、当行グループは、提供する商品の仕様及び業務プロセスを上記のシステムに適合させており、24 時間 365 日稼働可能なシステムの構築を可能とするとともに業務の効率性を高めております。また、当行グループのオープン系銀行システムは、構築及び運用において特定のシステムベンダーに依存する必要があるため、システムの構築及び運用の点においてもコスト競争力を有することができるものと考えております。

3. 経営方針

(1) 経営の基本方針

当行は、平成13年7月9日に金融庁から銀行業の免許を受け、同23日に開業した、インターネット専門銀行です。当行は、既存の金融機関のように貸出・預金・外為といった業務を一律に提供するのではなく、「決済銀行」というコア・コンセプトをベースとし、使い勝手の良い安価な決済サービスと、それに付随する預金サービスを主として提供するという、特色ある経営を行っています。

インターネットを利用した「決済銀行」として、先端技術を活用した全く新しい銀行システムを構築することで、既存の金融機関に比べて大幅に安価、かつ効率的な決済、預金サービスの提供を実現していくことが経営の基本方針であります。

また当行は、「eBANK Style」（イーバンク・スタイル）と呼ばれる行動規範を定めています。その中核となる経営理念は「3“e” & CS」、すなわち、efficiency（効率性）、excellence（優位性）、及びentertainment（楽しさ）という3つの“e”とcustomer satisfaction（顧客満足）から構成されており、日常業務の中でこの理念に対する意識を常に高く持ち続けるよう努めています。

これらの中でも特にユニークなのが“entertainment（楽しさ）”であり、常に社員が「楽しく」仕事することが「楽しい」サービスを世に出すことに繋がり、結局お客様に「楽しく」感じてもらうことができるという考えです。当行は、このような独特の理念に基づく経営スタイルを実現していくことが、従来の銀行とは一線を画した新しいビジネスモデルを確立するための、重要な要素であると考えています。

当行の最終的な目標は、PCや携帯電話さえあれば、イーバンクを通じていつでもどこでも簡単かつ安価にお金のやり取りができる、そんなサービスを世界中の人々に提供することであり、それを経営の基本理念として、事業展開を行っています。

(2) 利益配分に関する基本方針

当行は、株主に対する利益還元と同時に事業の競争力確保・強化を重要な経営課題のひとつと位置づけております。

当行は、現在、創業間もない成長・発展途上にあると考えており、配当につきましては経営成績を勘案して実施することを考慮しながら、一方で将来の経営体質の強化と事業効率化及び事業拡大のためのシステム投資等に必要となる内部留保の充実に努めることによって、企業価値で株主に応えることを念頭に置き、総合的に決定することを基本方針としております。なお、当行は平成20年9月22日に乙種優先株式を発行しており、乙種優先株主に対しては当行普通株主に優先して配当が行われます。

今後は上記基本方針に基づき、業績等を勘案しつつ、総合的に検討を重ね、株主還元と内部留保の充実に図っていく所存であります。

なお、当行は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(3) 目標とする経営指標

当行グループといたしましては、経営計画の管理に当たっては、コア・コンセプトである「決済銀行」に基づいた業務運営を行うために、その成長ドライバーである顧客口座数の拡大を第一に目指してまいります。個人・法人ともに、顧客口座数が増加することで、取扱商品やサービスの増加に伴い取引件数が増加することにより、費用効率の向上を通じて、結果的に高収益の経営体質になると見込まれます。これにより、さらに、低コストで利便性の高い決済サービスの実現が可能となり、顧客口座数の拡大に繋がるというバリュー・チェーンの拡大が期待されます。

なお、BIS基準自己資本比率といった法令で定められている指標に対しても、十分な水準を維持していくことはいうまでもありません。

(4) 中長期的な経営戦略

当行グループといたしましては、「イーバンクは最も先進的かつ個性的なIT時代の決済インフラを提供する世界的に認知される企業となる」というビジョンの下、「決済銀行」というコア・コンセプトに基づき業務を推進し、収益力の一層の向上による高成長への基礎固めに努めてまいります。当行グループは、係る基礎固めを図るために、顧客口座数の一層の増加、電子決済サービス業務とその利便性の更なる向上、提供する金融サービス販売業務の拡大及び運用調達業務の更なる本格化を通じて、収益性と成長性を重視した経営に取り組みます。併せて、当行グループの業務の基盤の更なる確立を図るために、システム等のインフラの整備・充実及び組織体制の強化・整備に取り組みます。

(5) 対処すべき課題

(A) 中核的戦略（顧客口座数の増加－顧客口座数のさらなる増加につながる、バリュー・チェーンの強化）

当行グループの収益力を向上させ、同時に成長力を維持するためには、顧客が当行に開設する口座数の増加が極めて重要となります。当行グループは、迅速かつ簡便な顧客口座開設フローの確立、提携戦略及びブランディング戦略による効果的なマーケティング方法の採用等により顧客口座数を増加させることで、電子決済件数、顧客の金融サービスに対するニーズ、及び預金残高を増加させ、その結果として、それらに伴う手数料や運用収益を増加させることで、当行グループの収益性の向上を図ります。さらに、経費率低減効果による、電子決済サービス及び金融サービスの競争力の一層の向上を通じ、顧客口座数のさらなる増加を実現するというバリュー・チェーンを、確立・強化してまいります。

<顧客口座数の推移>

(単位：千口座)

	平成19年度 中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	平成20年度 中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	平成19年度末 (平成20年3月31日)
顧客口座数	2,375	2,897	2,660

(注) 顧客口座数は、各期末日現在の累計口座開設承認数から解約件数を除いた数を記載しております。

<決済件数の推移>

(単位：千件)

	平成19年度 中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	平成20年度 中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	平成19年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
決済件数	40,810	55,002	88,340

(注) 決済件数は、各連結会計年度の対外入金件数と口座振替（イーバンク決済）件数の合計数を記載しております。対外入金件数とは当行顧客口座と他行口座間での資金の授受にかかる取引及びキャッシュカードによる入出金であります。口座振替とは当行口座間の資金の授受にかかる取引であります。

(B) 電子決済サービス業務（クリティカル・マスの早期達成及び「イーバンクマネーカード」を中心としたカード事業の早期収益化）

①顧客口座数のクリティカル・マスの早期達成

当行グループは、今後も顧客口座数を大きく増加させ、早期にクリティカル・マス（注）の達成を図ることが、当行サービスの連鎖的な普及を通じた顧客利便性の大幅な向上、ひいては当行の電子決済サービス業務における収益性の大幅な向上に繋がると考えております。したがって、顧客口座の獲得を、経営上の最優先課題の一つと位置付け、今後も重点的に取り組んでまいります。

（注）クリティカル・マスとは、新しい製品やサービスの普及する初期において、ある一点を超えると連鎖的な普及が始まる臨界点をいいます。当行は、現時点においては顧客口座数300万口座をクリティカル・マスの目途と考えておりますが、顧客口座数300万口座が達成されたとしても電子決済サービス業務における収益性の向上等の効果が発現しない又は実際のクリティカル・マスとなる口座数が上振れる可能性もあります。

②カード事業の早期収益化

当行グループがこれまで、電子決済サービス業務における主たる業務の対象としているウェブ決済（注1）は、電子商取引の拡大等により、今後も拡大が見込まれる市場です。一方で、依然として決済市場の大部分を占めるウェブ決済以外の決済（リアル決済）（注2）についても、IT技術を利用した新たな電子決済サービスの普及が、今後ますます進展していくと考えられます。

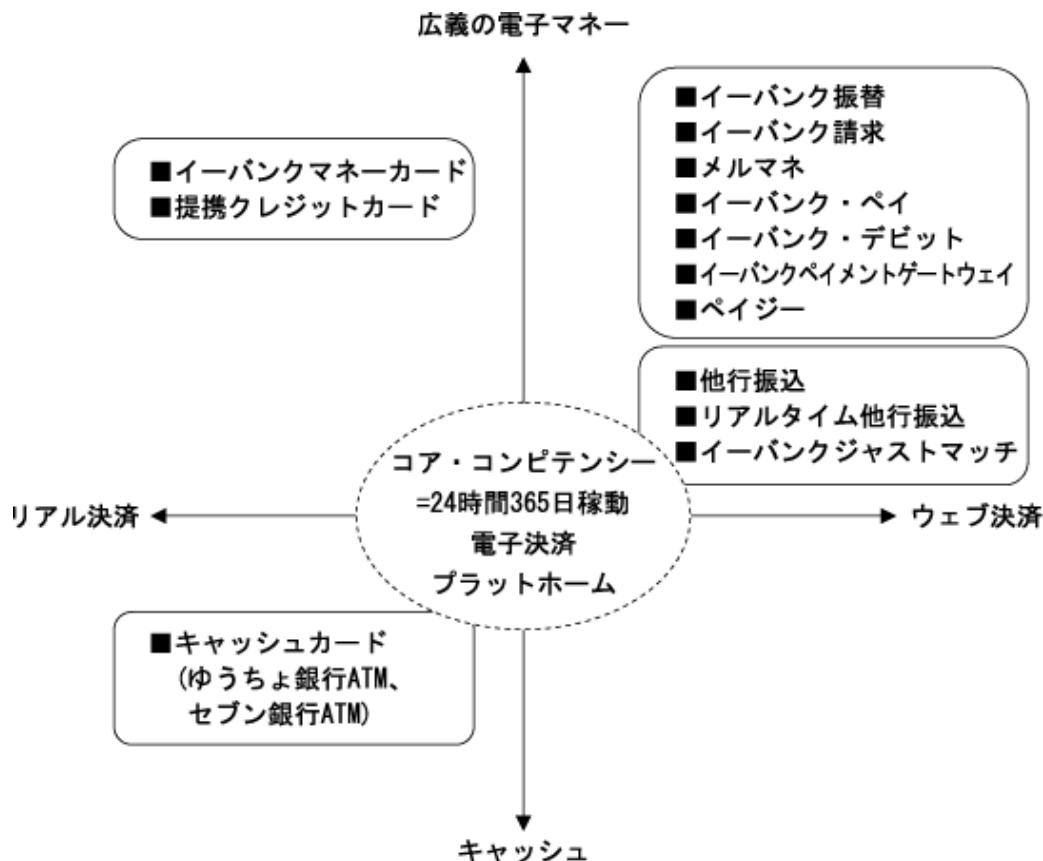
当行グループの電子決済プラットフォームは、オープン系銀行システムにより構築されており、ウェブ決済、又はIT技術を利用した新たなリアル決済において必要とされる先端的な技術に、柔軟かつ迅速に対応することができると考えられます。また、当行グループがこれまでウェブ決済で培った経験及びノウハウは、リアル決済市場における業務展開においても有効に活用できると考えております。このようにして当行グループは、当行グループの強みを生かし、今後リアル決済市場においても、先進的かつ優位性の高いポジションを確保することを目指してまいります。

リアル決済市場における具体的な取り組みとして、当行は、平成18年2月にVISAの「プリンシパル・メンバー」の資格を取得し、また、平成19年7月より「イーバンクマネーカード」の発行を開始しております。今後、イーバンクマネーカードを中心としたカード事業の早期収益化を通じ、当行の経営理念である、「最も先進的かつ個性的な、IT時代の決済インフラの提供」の実現を図ってまいります。

（注）1「ウェブ決済」とは、PC又は携帯端末によりインターネットを経由する資金移動取引のことであり、当行グループの提供する、メルマネ、イーバンクマネーカード、ペイジー等のサービス及び他行振込等がこれに該当いたします。

2「リアル決済」とは、インターネットを経由しない、ウェブ決済以外の決済であり、デビットカード、クレジットカード及びキャッシュカード等のサービスがこれに該当いたします。

当行グループの提供する決済サービスの位置付け



(C) 金融サービス販売業務（サービス提供範囲の拡大と多様な収益基盤の確保）

金融サービス販売業務は、顧客口座数とサービス提供範囲の拡大に伴い、収益性の大きな向上が見込める業務分野です。したがって、現在取扱っている投資信託、保険、外貨預金、平成19年11月より開始した外国為替証拠金取引等の商品性向上や内容の充実及び提携先の多様化を図り、引き続き、サービス提供範囲の一層の拡大を行ってまいります。

(D) 運用調達業務（流動性と安全性の確保された効率的な資産構成の構築）

顧客口座数、預金残高の増加に伴い、増加が予想される運用資産をベースとして、適切なALM（資産負債総合管理）・リスク管理体制のもと、決済業務を担う銀行として十分な流動性と安全性を確保しつつ、効率的な資産構成の構築、並びに適切な水準の運用収益の確保に努めてまいります。

また、当行は、平成20年9月10日付で、保証付個人向け無担保貸出業務に係る監督官庁による承認を受けてお

り、安定的な運用資産の一つとして早期事業化を検討しております。

(E) その他の業務

当行グループは、電子決済サービス業務、金融サービス販売業務及び運用調達業務という当行グループの主要な業務分野を補完し、また新たな収益源を獲得するため、その他の業務の充実も積極的に進めていく所存です。その一環として、当行グループが運用する不動産流動化商品等における信託財産の管理又は信託受益権の販売等を行うこと等を目的として、イートラスト信託株式会社を平成20年2月に設立し、同年4月1日に、信託業法第3条に基づく信託業免許を取得し、同月8日より営業を開始しております。

(F) 全業務に係る課題（基礎収支の黒字化、システムの強化及び組織体制の充実）

① 基礎収支の黒字化

当行グループは、市場リスクに影響されない基礎収支の安定的な黒字化を全社的な経営課題の一つとして位置づけており、その実現に向けて手数料収入の増強、営業経費の削減、新しい収益の柱の育成等に取り組んでおります。

② システムのセキュリティ、キャパシティ、及びスケーラビリティの確保

インターネット専業銀行である当行にとって、システムの対応能力（キャパシティ）や拡張性（スケーラビリティ）を確保し、急激に増加する顧客口座数や電子決済件数を安定的に処理していくことや、いわゆるサイバー犯罪等に対して顧客の資産を安全に保護すること（セキュリティ）は、極めて重要な課題であり、そのための先端技術の取り込み等については、不断の努力が必要です。当行グループは引き続き、こうしたシステム分野に十分な資源配分を行い、当行システムのセキュリティ、キャパシティ、及びスケーラビリティの確保・拡充に、全力を挙げて取り組んでいきます。

③ 組織体制及び内部統制の充実

経営環境の変化に迅速かつ的確に対応する業務運営体制、並びに経営執行の公正性及び透明性を確保する経営監視機能の強化を行い、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ってまいります。また、当行は平成18年5月12日開催の取締役会において、情報管理、リスク管理、財務報告、適時開示、内部監査、業績管理、コンプライアンス、監査役監査の充実等に関する内部統制システムを構築することを決議しております。係る内部統制システムの整備のため、法務・コンプライアンス部門、リスク管理部門、内部監査室等の体制の強化等を通じ、拡大する業容への対応を図るとともに、法令等遵守及びリスク管理については経営上の最優先課題として取り組み、役職員ひとりひとりが銀行としての公共的使命を自覚し行動する企業風土を醸成してまいります。

(6) 親会社等に関する事項

該当するものではありません。

(7) その他経営上の重要な事項

該当するものではありません。

4. 中間連結財務諸表

(1) 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

		前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部						
現金預け金	※3	41,221		62,321		54,342
買入金銭債権		33,861		30,733		31,052
金銭の信託	※3	56,962	※3	7,393	※3	35,750
有価証券	※1, ※3	548,344	※1, ※3	713,943	※1, ※3	668,476
貸出金		—	※2	2,000		—
外国為替		1,728		1,418		1,791
その他資産	※3	8,361	※3	12,763	※3	13,775
有形固定資産	※4	1,146	※4	788	※4	914
無形固定資産		7,117		5,929		5,967
繰延税金資産		34		27		30
貸倒引当金		△226		△8,914		△1,944
資産の部合計		698,551		828,405		810,156
負債の部						
預金		651,756		775,996		758,972
社債		—	※5	10,000	※5	10,000
その他負債		11,827		18,845		24,614
賞与引当金		129		133		132
ポイント引当金		32		171		100
特別法上の引当金		—		0		0
繰延税金負債		—		780		—
負債の部合計		663,745		805,927		793,820
純資産の部						
資本金		38,414		50,002		38,414
資本剰余金		5,437		17,025		5,437
利益剰余金		△5,246		△46,113		△23,408
自己株式		△113		△113		△113
株主資本合計		38,491		20,801		20,329
その他有価証券評価差額金		△3,954		1,136		△4,636
繰延ヘッジ損益		△16		—		—
評価・換算差額等合計		△3,970		1,136		△4,636
少数株主持分		284		539		643
純資産の部合計		34,805		22,477		16,336
負債及び純資産の部合計		698,551		828,405		810,156

(2) 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
経常収益	9,389	10,183	18,309
資金運用収益	3,242	4,089	7,173
(うち貸出金利息)	—	1	—
(うち有価証券利息配当金)	2,657	3,574	5,938
役務取引等収益	3,585	4,968	8,219
その他業務収益	124	966	863
その他経常収益	※1 2,437	※1 159	※1 2,052
経常費用	14,571	32,949	40,845
資金調達費用	1,901	3,551	4,644
(うち預金利息)	1,900	3,257	4,644
役務取引等費用	1,457	1,945	3,262
その他業務費用	3,007	11,001	13,031
営業経費	※6 7,198	6,128	※6 14,274
その他経常費用	※2 1,007	※2 10,323	※2 5,631
経常利益(又は経常損失)	△5,181	△22,766	△22,535
特別利益	※3 29	—	—
特別損失	※4 95	18	942
固定資産処分損	—	15	902
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—	0
その他の特別損失	—	※5 2	※5 39
税金等調整前中間純利益 (又は税金等調整前中間純損失)	△5,248	△22,784	△23,477
法人税、住民税及び事業税	6	4	10
法人税等調整額	△3	2	0
法人税等合計	—	7	—
少数株主利益(又は少数株主損失)	△8	△86	△85
中間純利益(又は中間純損失)	△5,242	△22,704	△23,403

(3) 中間連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	32,335	38,414	32,335
当中間期変動額			
新株の発行	6,078	11,588	6,078
当中間期変動額合計	6,078	11,588	6,078
当中間期末残高	38,414	50,002	38,414
資本剰余金			
前期末残高	—	5,437	—
当中間期変動額			
新株の発行	6,075	11,588	6,075
資本剰余金の欠損金填補	△637	—	△637
当中間期変動額合計	5,437	11,588	5,437
当中間期末残高	5,437	17,025	5,437
利益剰余金			
前期末残高	△642	△23,408	△642
当中間期変動額			
中間純利益	△5,242	△22,704	△23,403
資本剰余金の欠損金填補	637	—	637
当中間期変動額合計	△4,604	△22,704	△22,766
当中間期末残高	△5,246	△46,113	△23,408
自己株式			
前期末残高	△113	△113	△113
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	△113	△113	△113
株主資本合計			
前期末残高	31,579	20,329	31,579
当中間期変動額			
新株の発行	12,153	23,176	12,153
中間純利益	△5,242	△22,704	△23,403
当中間期変動額合計	6,911	471	△11,250
当中間期末残高	38,491	20,801	20,329
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△1,724	△4,636	△1,724
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△2,229	5,773	△2,911
当中間期変動額合計	△2,229	5,773	△2,911
当中間期末残高	△3,954	1,136	△4,636
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△16	—	—
当中間期変動額合計	△16	—	—
当中間期末残高	△16	—	—
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△1,724	△4,636	△1,724
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△2,245	5,773	△2,911
当中間期変動額合計	△2,245	5,773	△2,911
当中間期末残高	△3,970	1,136	△4,636
少数株主持分			
前期末残高	293	643	293
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△8	△103	349
当中間期変動額合計	△8	△103	349
当中間期末残高	284	539	643
純資産合計			
前期末残高	30,148	16,336	30,148
当中間期変動額			
新株の発行	12,153	23,176	12,153
中間純利益	△5,242	△22,704	△23,403
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△2,254	5,669	△2,561
当中間期変動額合計	4,656	6,141	△13,812
当中間期末残高	34,805	22,477	16,336

(4) 中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益 (△は税金等調整前中間純損失)	△5,248	△22,784	△23,477
減価償却費	1,018	1,014	2,312
のれん償却額	—	43	15
持分法による投資損益(△は益)	97	67	119
貸倒引当金の増減(△)	△29	6,969	1,689
賞与引当金の増減額(△は減少)	6	1	9
ポイント引当金の増減額(△は減少)	32	70	100
資金運用収益	△3,242	△4,089	△7,173
資金調達費用	1,901	3,551	4,644
有価証券関係損益(△)	1,731	4,708	3,383
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	△2,300	1,310	842
為替差損益(△は益)	—	—	0
固定資産処分損益(△は益)	95	15	902
貸出金の純増(△)減	—	△2,000	—
預金の純増減(△)	169,058	17,024	276,274
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	—	—	2,000
外国為替(資産)の純増(△)減	△56	373	△120
買入金銭債権の純増(△)減	△5,523	319	△3,010
資金運用による収入	2,516	3,680	5,741
資金調達による支出	△878	△2,220	△2,351
その他	690	7,759	8,075
小計	159,868	15,815	269,977
法人税等の還付額	261	212	154
営業活動によるキャッシュ・フロー	160,130	16,028	270,131
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△417,303	△470,118	△858,684
有価証券の売却による収入	39,734	50,677	68,268
有価証券の償還による収入	149,774	362,420	441,518
金銭の信託の増加による支出	△14,090	△1,316	△15,235
金銭の信託の減少による収入	32,990	28,138	51,082
有形固定資産の取得による支出	△582	△81	△725
無形固定資産の取得による支出	△1,897	△884	△2,900
子会社株式の追加取得による支出	—	△60	△30
投資活動によるキャッシュ・フロー	△211,375	△31,225	△316,705
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付社債の発行による収入	—	—	10,000
株式の発行による収入	12,153	23,176	12,153
少数株主への株式の発行による収入	—	—	450
財務活動によるキャッシュ・フロー	12,153	23,176	22,603
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—	△0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△39,091	7,979	△23,970
現金及び現金同等物の期首残高	78,312	54,342	78,312
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 39,221	※1 62,321	※1 54,342

(5) 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社 2社 連結子会社の名称 イーバンクシステム株式会社 eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社 3社 連結子会社の名称 イーバンクシステム株式会社 イトラスト信託株式会社 eBANK Capital Management (Cayman) Ltd.</p> <p>(2) 非連結子会社 1社 非連結子会社の名称 さわやか1号投資事業有限責任組合</p> <p>非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>1. 連結の範囲に関する事項</p> <p>(1) 連結子会社 3社 連結子会社の名称 イーバンクシステム株式会社 イトラスト信託株式会社 eBANK Capital Management (Cayman) Ltd. なお、イトラスト信託株式会社は設立により、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>
<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 1社 会社の名称 栄光債権回収株式会社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 0社</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 0社</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 同 左 (2) 同 左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社 持分法非適用の非連結子会社の名称 さわやか1号投資事業有限責任組合</p> <p>持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及び繰延ヘッジ損益（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> <p>(4) 同 左</p>	<p>2. 持分法の適用に関する事項</p> <p>(1) 同 左 (2) 同 左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 0社</p> <p>(4) 同 左</p>
<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 連結子会社の中間決算日と中間連結決算日は一致しております。</p>	<p>3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項 同 左</p>	<p>3. 連結子会社の決算日等に関する事項 連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。</p>
<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。 なお、当中間連結会計期間は、残高はありません。</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左</p>	<p>4. 会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。 なお、当連結会計年度は、残高はありません。</p>

<p>前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)</p>
<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p> <p>(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ15百万円増加しております。</p> <p>② 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (追加情報) 時価を付すべき有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定した価額を時価として付しております。 この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、有価証券が12,021百万円、その他有価証券評価差額金が11,241百万円、繰延税金負債が780百万円、それぞれ増加しております。</p> <p>(ロ) 同 左</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 その他：3年～20年</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 同 左</p> <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p> <p>(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産 当行及び連結子会社の有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ50百万円増加しております。</p> <p>② 無形固定資産 同 左</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定め ている償却・引当基準に則り、次 のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己 査定に係る内部統制の検証並びに 貸倒償却及び貸倒引当金の監査に 関する実務指針」(日本公認会計士 協会銀行等監査特別委員会報告第 4号)に規定する正常先債権及び 要注意先債権に相当する債権につ いては、一定の種類毎に分類し、 合理的に算出した予想損失率等に 基づき引き当てております。破綻 懸念先債権に相当する債権につ いては、債権額から担保の処分可能 見込額及び保証による回収可能見 込額を控除し、その残額のうち必 要と認める額を引き当てておりま す。破綻先債権及び実質破綻先債 権に相当する債権については、債 権額から、担保の処分可能見込額 及び保証による回収可能見込額を 控除した残額を引き当てておりま す。 すべての債権は、資産の自己査 定基準に基づき、営業関連部署が 資産査定を実施し、当該部署から 独立した資産監査部署が査定結果 を監査しており、その査定結果に 基いて上記の引当を行っております。 連結子会社の貸倒引当金は、一 般債権については過去の貸倒実績 率等を勘案して必要と認めた額 を、貸倒懸念債権等特定の債権に ついては、個別に回収可能性を勘 案し、回収不能見込額をそれぞれ 引き当てております。</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与 の支払いに備えるため、従業員に 対する賞与の支給見込額のうち、 当中間連結会計期間に帰属する額 を計上しております。</p> <p>(7) ポイント引当金の計上基準 ポイントサービスの将来の利用 による負担に備えるため、未利用 の付与済ポイントを金額に換算し た残高のうち、将来利用される見 込額を合理的に見積もり、必要と 認める額を計上しております。</p> <p>—</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 同 左</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準 同 左</p> <p>(7) ポイント引当金の計上基準 同 左</p> <p>(8) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品 取引責任準備金であり、受託等を した市場デリバティブ取引に関し て生じた事故による損失の補填に 充てるため、金融商品取引法第48 条の3第1項及び金融商品取引業 等に関する内閣府令第189条の規 定に定めるところにより算出した 額を計上しております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 同 左</p> <p>(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与 の支払いに備えるため、従業員に 対する賞与の支給見込額のうち、 当連結会計年度に帰属する額を計 上しております。</p> <p>(7) ポイント引当金の計上基準 同 左</p> <p>(8) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品 取引責任準備金0百万円であり、受 託等をした市場デリバティブ取引 に関して生じた事故による損失の 補填に充てるため、金融商品取引 法第48条の3第1項及び金融商品 取引業等に関する内閣府令第189 条の規定に定めるところにより算 出した額を計上しております。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(10) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(11) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段 …為替予約 ・ヘッジ対象 …外貨建有価証券 ③ ヘッジ方針 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。 ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。</p> <p>(12) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 従来、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額は全額をその他有価証券評価差額金もしくはその他業務損益により処理しておりましたが、外貨建その他有価証券と外貨建負債の換算に係る損益を同一の会計期間に認識するため、当中間連結会計期間から外国通貨による時価を決算時の為替相場場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額をその他有価証券評価差額金もしくはその他業務損益、それ以外の差額については為替差損益としております。 この変更により、従来の方とした場合と比較して、その他業務収益が221百万円、その他業務費用が221百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>(10) リース取引の処理方法 当行並びに国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(11) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理、または時価ヘッジ処理によっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段 …為替予約、債券先物、株式指数先物 ・ヘッジ対象 …外貨建有価証券、日本国債、上場投資信託 ③ ヘッジ方針 行内規程に基づき、為替変動リスク及び価格変動リスク等をヘッジしております。 ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。</p> <p>(12) 消費税等の会計処理 同 左</p>	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準 当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(10) リース取引の処理方法 当行及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> <p>(11) 重要なヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段 …為替予約 ・ヘッジ対象 …外貨建有価証券 ③ ヘッジ方針 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。 ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。</p> <p>(12) 消費税等の会計処理 同 左</p>
<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期預け金以外のものです。</p>	<p>5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 同 左</p>	<p>5. 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期預け金以外のものです。</p>

(6) 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>—</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

(7) 中間連結財務諸表に関する注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1. 有価証券には、関連会社の株式17百万円を含んでおります。</p> <p>※2. —</p> <p>※3. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券35,494百万円及び金銭の信託中の有価証券848百万円、信用状発行の担保として、預け金2,000百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は328百万円であります。</p> <p>※4. 有形固定資産の減価償却累計額 743百万円</p> <p>※5. —</p>	<p>※1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式0百万円及び出資金1,023百万円を含んでおります。</p> <p>※2. 貸出金は、当行が保有している不動産証券化商品等に対する債権保全を図るため、有価証券(無担保社債)を準消費貸借契約により変更したものであります。</p> <p>※3. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券30,111百万円及び金銭の信託中の有価証券99百万円、信用状発行の担保として、有価証券2,001百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は4,666百万円及び保証金は289百万円であります。</p> <p>※4. 有形固定資産の減価償却累計額 1,207百万円</p> <p>※5. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>※1. 有価証券には、関連会社の株式0百万円を含んでおります。</p> <p>※2. —</p> <p>※3. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券30,626百万円及び金銭の信託中の有価証券99百万円、信用状発行の担保として、有価証券2,004百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,082百万円及び保証金は328百万円であります。</p> <p>※4. 有形固定資産の減価償却累計額 1,024百万円</p> <p>※5. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1. その他経常収益は、金銭の信託運用益2,337百万円、株式等売却益47百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、株式等売却損54百万円及び株式等償却815百万円、金銭の信託運用損37百万円、持分法投資損失97百万円を含んでおります。 ※3. 特別利益は、貸倒引当金戻入益29百万円であります。 ※4. 特別損失は、固定資産処分損95百万円であります。 ※5. — ※6. 営業経費には、研究開発費6百万円を含んでおります。	※1. その他経常収益は、株式等売却益39百万円を含んでおります。 ※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額7,979、株式等償却960百万円、金銭の信託運用損1,310百万円、持分法投資損失67百万円を含んでおります。 ※3. — ※4. — ※5. その他の特別損失には、リース解約違約金2百万円を含んでおります。 ※6. —	※1. その他の経常収益は金銭の信託運用益1,585百万円を含んでおります。 ※2. その他の経常費用には、株式等売却損117百万円、株式等償却1,192百万円、金銭の信託運用損2,427百万円、持分法投資損失119百万円を含んでおります。 ※3. — ※4. — ※5. その他の特別損失には、商標特許仮払金の費用処理32百万円を含んでおります。 ※6. 営業経費には、研究開発費12百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	596	67	—	663	(注)
合計	596	67	—	663	
自己株式					
普通株式	1	—	—	1	
合計	1	—	—	1	

(注) 当中間連結会計期間中に増加した発行済株式数は、第三者割当による67千株及び新株予約権の行使による0千株の新株式の発行によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末 残高(百万円)	摘要
			前連結 会計年度末	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—	—	—	—	(注)
合計			—	—	—	—	

(注) 当行は未公開企業であり付与時の「単位当たりの本源的価値」は0であるため、当中間連結会計期間末残高はありません。

II 当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	663	106	—	770	(注1)
乙種優先株式	—	666	—	666	(注2)
合計	663	772	—	1,436	
自己株式					
普通株式	1	—	—	1	
合計	1	—	—	1	

(注) 1. 当中間連結会計期間中に増加した普通株式の発行済株式数は、株主割当増資によるものであります。
 2. 当中間連結会計期間中に増加した乙種優先株式の発行済株式数は、第三者割当増資によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会計期間末 残高(百万円)	摘要
			前連結 会計年度末	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—	—	—	—	(注)
合計			—	—	—	—	

(注) 当行は未公開企業であり付与時の「単位当たりの本源的価値」は0であるため、当中間連結会計期間末残高はありません。

Ⅲ 前連結会計年度（自平成19年4月1日至平成20年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	596	67	—	663	(注)
合計	596	67	—	663	
自己株式					
普通株式	1	—	—	1	
合計	1	—	—	1	

(注)当連結会計年度中に増加した発行済株式数は、第三者割当増資による67千株及び新株予約権の行使による0千株の新株式の発行によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株 予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結 会計年度 末残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当連結会計年度			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権		—			—	(注)
合計			—			—	

(注) 当行は未公開企業であり付与時の「単位当たりの本源的価値」は0であるため、当連結会計年度末残高はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成19年9月30日現在 現金預け金勘定 41,221 定期預け金 <u>△2,000</u> 現金及び現金同等物 <u>39,221</u>	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年9月30日現在 現金預け金勘定 <u>62,321</u> 現金及び現金同等物 <u>62,321</u>	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円) 平成20年3月31日現在 現金預け金勘定 <u>54,342</u> 現金及び現金同等物 <u>54,342</u>

(リース取引関係)

中間決算短信における開示の必要性が大きいと考えられるため開示を省略します。

(有価証券関係)

- ※ 1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
 ※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成 19 年 9 月 30 日現在)
 該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成 19 年 9 月 30 日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	284	229	△55
債券	471,773	470,569	△1,204
国債	434,426	433,619	△806
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	37,346	36,949	△397
その他	69,464	66,381	△3,083
合計	541,522	537,180	△4,342

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得価格に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなし、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」といいます。)しております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率があっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。

当中間連結会計期間における減損処理額は1,536百万円であります。

3. 評価差額のうち組込デリバティブを一体処理したこと等により、損益に反映させた額は△394百万円であります。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成 19 年 9 月 30 日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	314
非上場外国証券	50
事業債	35,186
みなし有価証券	491
優先出資証券	72
信託受益権	8,892

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成 20 年 9 月 30 日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	25	25	0
地方債	7,021	7,024	2
短期社債	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
合計	7,046	7,049	2

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいています。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成 20 年 9 月 30 日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	23	19	△3
債券	657,445	661,828	4,382
国債	629,482	634,652	5,170
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	27,963	27,175	△788
その他	53,102	45,991	△7,111
合計	710,571	707,839	△2,732

- (注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得価格に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復の見込みのないほど著しい下落があったものとみなし、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」といいます。)しております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率があっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。
- 当中間連結会計期間における減損処理額は2,447百万円であります。
3. 評価差額のうち組込デリバティブを一体処理したこと及び時価ヘッジを適用したこと等により、損益に反映させた額は△4,683百万円であります。
4. 時価を付すべき有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定した価額を時価として付しております。
- この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、有価証券が12,021百万円、その他有価証券評価差額金が11,241百万円、繰延税金負債が780百万円、それぞれ増加しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成 20 年 9 月 30 日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	59
非上場外国証券	65
短期社債	498
事業債	19,706
みなし有価証券	1,481
信託受益権	7,979

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券(平成 20 年 3 月 31 日現在)
該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成 20 年 3 月 31 日現在)
該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成 20 年 3 月 31 日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	23	23	—	—	—
債券	610,775	608,337	△2,437	964	3,401
国債	579,369	577,180	△2,188	893	3,082
地方債	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—
社債	31,405	31,156	△248	70	319
その他	71,671	59,563	△12,108	357	12,466
合計	682,470	667,924	△14,546	1,321	15,868

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度以上下落した場合には、合理的な反証がない限り、回復する見込みのないほど著しい下落があったものとみなし、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」といいます。)しております。さらに、たとえ50%程度を下回る下落率があっても、下落率が30%以上の場合には時価の回復可能性の判定を実施し、必要な減損処理を行っております。
当連結会計年度における減損処理額は2,598百万円であります。
4. 評価差額のうち組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額は△9,946百万円であります。

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 20 年 3 月 31 日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	67,320	282	536

5. 時価評価されていない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成 20 年 3 月 31 日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	111
非上場外国証券	66
事業債	24,976
みなし有価証券	541
信託受益権(買入金銭債権)	5,910

6. 保有目的を変更した有価証券
該当事項はありません。

7. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成 20 年 3 月 31 日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	195,543	213,117	72,388	152,264
国債	177,765	203,103	65,034	131,276
地方債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社債	17,777	10,013	7,353	20,988
その他	1,424	18,274	19,333	19,521
合計	196,967	231,391	91,721	171,786

(注) 住宅金融公庫債券(貸付債権担保S種及び貸付債権担保)は償還金額が確定できないため、10年超に表示しております。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成19年9月30日現在)
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成19年9月30日現在)
該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)
該当事項はありません。

III 前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	35,750	△6,332

2. 満期保有目的の金銭の信託(平成20年3月31日現在)
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年3月31日現在)
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)
中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△3,954
その他有価証券	△3,954
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	—
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△3,954
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△3,954

(注) 1. 評価差額からは組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額△394百万円を除いております。
2. 時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額△0百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

II 当中間連結会計期間末

- その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)
中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	1,916
その他有価証券	1,916
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	△780
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	1,136
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	1,136

(注) 1. 評価差額からは組込デリバティブを一体処理したこと等により、損益に反映させた額△4,441百万円を除いております。
2. 時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額等△34百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

III 前連結会計年度末

- その他有価証券評価差額金(平成20年3月31日現在)
連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△4,636
その他有価証券	△4,636
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	—
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△4,636
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△4,636

(注) 1. 評価差額からは組込デリバティブを一体処理したことにより、損益に反映させた額△9,946百万円を除いております。
2. 時価のない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額△13百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—
	金利スワップション	119,992	2	2
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	2	2

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引金融機関から提示された価格によっております。

3. 金利スワップション取引には、当行において区別して把握することが困難な金利スワップ取引を含めて表示しております。

(2) 通貨関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	39,187	1	1
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	1	1

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	—	—	—
	その他	5,000	△383	△383
	合計	—	△383	△383

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—
	金利スワップション	141,768	△32	△32
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△32	△32

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 金利スワップション取引には、当行において区別して把握することが困難な金利スワップ取引を含めて表示しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	93,690	△1,879	△1,879
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	△1,879	△1,879

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物	2,611	194	194
	株式指数オプション	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション	—	—	—
	有価証券店頭指数等スワップ	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	194	194

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物	38,254	156	156
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	156	156

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	—	—	—
	その他	17,500	△3,592	△3,592
	合計	—	△3,592	△3,592

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

Ⅲ 前連結会計年度

1. 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当行が行っているデリバティブ取引は、次のとおりであります。

- ・金利関連取引 金利スワップション
- ・通貨関連取引 為替予約
- ・株式関連取引 株式指数先物

その他として複合金融商品に組込まれたクレジットデリバティブ取引等であります。

なお、連結子会社は、デリバティブ取引を行っておりません。

(2) 取組方針

当行では、行内で定めるリスク管理運営方針に基づき、顧客の金利に係わるリスクヘッジニーズに対応するため、また、当行の市場リスクの適切な管理を目的とし、デリバティブ取引を利用しております。

(3) 利用目的

上記(2)取組方針に基づき、デリバティブ取引を行っております。

なお、一部の為替予約取引につきましては、外貨建有価証券取引をヘッジ対象、為替予約取引をヘッジ手段、ヘッジ対象の内包する為替変動リスクの軽減をヘッジ方針とした、ヘッジ会計を行っており、ヘッジ会計の方法は繰延ヘッジ処理によっております。また、ヘッジの有効性の評価の方法は、ヘッジ開始時から有効性判断時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎に判断しております。

(4) リスクの内容

当行の行うデリバティブ取引は、マーケットの変動により損失を被るリスク(市場リスク)と、取引相手方の契約不履行により経済的毀損を被るリスク(信用リスク)があります。

(5) リスク管理体制

当行はリスク管理部を中心とした総合的なリスク管理体制を執っており、当行の総合的なリスクを四半期で経営陣に報告しております。規定についてはリスクの源泉・運営方針・管理方針等を定めた「リスク管理基本ポリシー」のもと、各種のリスクについて各々独立した管理規程を制定しております。市場リスクに関する管理方針は「市場リスク管理規程」に規定し、これを遵守しております。

(6) 定量的情報の補足説明

デリバティブ取引に係わる「契約額等」は名目上の契約額又は計算上の想定元本であり、それ自体がリスク額を意味するものではありません。

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	—	—	—	—
	受取変動・支払固定	—	—	—	—
	受取変動・支払変動	—	—	—	—
	金利スワップション				
	売建	64,406	64,406	1,379	1,379
	買建	64,524	64,524	△1,377	△1,377
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	1	1

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 金利スワップション取引には、当行において区別して把握することが困難な金利スワップ取引を含めて表示しております。

(2) 通貨関連取引(平成20年3月31日現在)

	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	34,102	7	△214	△214
	買建	54,961	41	△210	△210
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△425	△425

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

為替予約取引・・・先物為替相場によっております。

(3) 株式関連取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
取引所	株式指数先物				
	売建	2,182	—	△25	△25
	買建	—	—	—	—
	株式指数オプション				
店頭	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等ス ワップ				
	株 価 指 数 変 化 率 受 取・短期変動金利支払	—	—	—	—
	短 期 変 動 金 利 受 取・株 価指数変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△25	△25

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(4) 債券関連取引(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォル ト・オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	16,700	16,700	△9,828	△9,828	
	買建	—	—	—	—
合計	—	—	△9,828	△9,828	

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
取引金融機関から提示された価格によっております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

平成18年6月9日株主総会決議①	
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員4名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 80株
付与日	平成19年4月27日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成21年4月27日 至 平成28年6月9日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)
権利行使価格	180,000円
付与日における公正な評価単価(注)	0円

(注) 1. 株式数に換算して記載している。

2. 当行は未公開企業であり「公正な評価単価」を「単位当たりの本源的価値」と読み替えて記載しております。

※ 「新株予約権割当契約書」の権利行使条件

- (1) 行使請求期間にかかわらず、新株予約権者は、当行の株式が日本国内の証券取引所(本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。)に上場(以下「上場」といいます。)され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できます。
- (2) 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役を任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (3) 新株予約権の発行時において当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (4) 新株予約権の発行時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントであった対象者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (5) 新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます(ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません)。
- ① 新株予約権発行の日の2年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の1までについて権利を行使することができます。
 - ② 新株予約権発行の日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができます。
 - ③ 新株予約権発行の日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の3までについて権利を行使することができます。
 - ④ 新株予約権発行の日の5年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のすべてについて権利を行使することができます。
- (6) 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- (7) 新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間(1月1日から12月31日まで)金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- (8) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。
- (9) 「権利行使期間」は、上記「権利行使条件」を考慮した実質の権利行使期間を記載しております。

Ⅱ 当中間連結会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

1. ストック・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

平成19年6月26日株主総会決議①	
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員11名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注1）	普通株式 850株
付与日	平成20年6月25日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれておりません。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成19年6月27日 至 平成29年6月26日
権利行使価格	100,000円
付与日における公正な評価単価（注）	0円

平成19年6月26日株主総会決議②	
付与対象者の区分及び人数（名）	従業員205名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注1）	普通株式 3,000株
付与日	平成20年6月25日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定めておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれておりません。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成21年6月27日 至 平成29年6月26日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)
権利行使価格	100,000円
付与日における公正な評価単価（注）	0円

(注) 1. 株式数に換算して記載している。

2. 当行は未公開企業であり「公正な評価単価」を「単位当たりの本源的価値」と読み替えて記載しております。

※ 「新株予約権割当契約書」の権利行使条件

- (1) 行使請求期間にかかわらず、新株予約権者は、当行の株式が日本国内の証券取引所（本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。）に上場（以下「上場」といいます。）され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、対象者の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できます。
- (2) 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役を任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (3) 新株予約権の発行時において当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員でない場合であっても、新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (4) 新株予約権の発行時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントであった対象者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (5) 新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます（ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません。）。
- ① 新株予約権発行の日の2年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の1までについて権利を行使することができます。
 - ② 新株予約権発行の日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができます。
 - ③ 新株予約権発行の日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の3までについて権利を行使することができます。
 - ④ 新株予約権発行の日の5年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のすべてについて権利を行使することができます。
- (6) 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- (7) 新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間（1月1日から12月31日まで）金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- (8) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。
- (9) 「権利行使期間」は、上記「権利行使条件」を考慮した実質の権利行使期間を記載しております。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

1. ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成12年9月26日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役3名、従業員20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,660株
付与日	平成12年10月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成14年10月13日 至 平成22年9月26日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成13年2月22日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役2名、従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,750株
付与日	平成13年3月13日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成15年3月13日 至 平成23年2月22日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成13年6月18日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,300株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成13年8月20日 至 平成23年6月18日

	平成13年6月18日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員23名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,530株
付与日	平成13年8月20日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成15年8月20日 至 平成23年6月18日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成13年9月10日株主総会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員9名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 230株
付与日	平成13年9月26日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成15年9月26日 至 平成23年9月10日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成14年6月20日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役4名、従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,400株
付与日	平成14年10月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成14年10月31日 至 平成24年6月20日

	平成14年6月20日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員71名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 4,000株
付与日	平成14年9月30日、平成15年1月6日、平成15年3月31日及び平成15年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められていませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成16年9月30日 至 平成24年6月20日、 自 平成17年1月6日 至 平成24年6月20日、 自 平成17年3月31日 至 平成24年6月20日及び 自 平成17年6月18日 至 平成24年6月20日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成14年6月20日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名、アドバイザー・コミッティーメンバー6名、コンサルタント1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,600株
付与日	平成15年5月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められていませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年5月30日 至 平成24年6月20日

	平成14年6月20日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役4名、従業員5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成15年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められていませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成15年6月18日 至 平成24年6月20日

	平成15年6月19日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役5名、従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 8,000株
付与日	平成16年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められていませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年3月31日 至 平成25年6月19日

	平成15年6月19日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員94名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 3,940株
付与日	平成15年11月28日、平成16年2月29日及び平成16年6月18日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められていませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成17年11月28日 至 平成25年6月19日、 自 平成18年2月29日 至 平成25年6月19日及び 自 平成18年6月18日 至 平成25年6月19日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成16年6月24日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 150株
付与日	平成16年11月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められていませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成16年11月30日 至 平成26年6月24日

	平成16年6月24日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	コンサルタント3名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 330株
付与日	平成17年1月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められていませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年1月31日 至 平成26年6月24日

付与対象者の区分及び人数(名)	平成16年6月24日株主総会決議③
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	取締役9名、コンサルタント2名
付与日	普通株式 7,420株
付与日	平成17年2月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年2月10日 至 平成26年6月24日

付与対象者の区分及び人数(名)	平成16年6月24日株主総会決議④
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	コンサルタント1名
付与日	普通株式 100株
付与日	平成17年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年3月31日 至 平成26年6月24日

付与対象者の区分及び人数(名)	平成16年6月24日株主総会決議⑤
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	従業員28名
付与日	普通株式 710株
付与日	平成16年10月20日、平成16年11月30日及び平成17年1月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成18年10月20日 至 平成26年6月24日、 自 平成18年11月30日 至 平成26年6月24日及び 自 平成19年1月31日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

付与対象者の区分及び人数(名)	平成16年6月24日株主総会決議⑥
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	従業員6名
付与日	普通株式 2,050株
付与日	平成17年2月10日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年2月10日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

付与対象者の区分及び人数(名)	平成16年6月24日株主総会決議⑦
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	従業員59名
付与日	普通株式 1,240株
付与日	平成17年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年3月31日 至 平成26年6月24日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

付与対象者の区分及び人数(名)	平成17年6月29日株主総会決議①
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	取締役13名、従業員54名、コンサルタント3名
付与日	普通株式 8,460株
付与日	平成17年8月15日及び平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自 平成19年8月15日 至 平成27年6月29日及び 自 平成19年11月15日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

付与対象者の区分及び人数(名)	平成17年6月29日株主総会決議②
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	取締役1名
付与日	普通株式 2,000株
付与日	平成17年11月15日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成17年11月15日 至 平成27年6月29日

	平成17年6月29日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員31名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,040株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成20年3月31日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成17年6月29日株主総会決議④
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年5月1日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成20年5月1日 至 平成27年6月29日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成18年3月6日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役1名、監査役2名、従業員1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成18年3月31日 至平成28年3月6日

	平成18年3月6日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	監査役2名、従業員13名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 500株
付与日	平成18年3月31日、平成18年7月5日及び平成19年3月5日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成20年3月31日 至 平成28年3月6日、 自平成20年7月5日 至 平成28年3月6日及び 自平成21年3月5日 至 平成28年3月6日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成18年6月9日株主総会決議①
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役9名、監査役2名、従業員163名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 5,920株
付与日	平成19年3月5日及び平成19年3月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成21年3月5日 至 平成28年6月9日及び 自平成21年3月30日 至 平成28年6月9日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

	平成18年6月9日株主総会決議②
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役8名、従業員2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 2,000株
付与日	平成19年3月30日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(2)～(4)の通りであります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自平成19年3月30日 至 平成28年6月9日

	平成18年6月9日株主総会決議③
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員4名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 80株
付与日	平成19年4月27日
権利確定条件	当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」には特段定められておりませんが、権利行使条件の中に権利確定条件とみなされる条件が含まれております。権利行使条件は※(1)～(8)の通りであります。
対象勤務期間	付与日から当行と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の権利行使条件※(2)～(5)を満たす期間となっております。
権利行使期間	自平成21年4月27日 至 平成28年6月9日 (ただし権利行使条件※(1)を満たした場合)

(注) 株式数に換算して記載しております。

※ 「新株予約権割当契約書」の権利行使条件

- (1) 行使請求期間にかかわらず、新株予約権者は、当行の株式が日本国内の証券取引所（本邦以外の地域において設立されている同じ性質を有するものを含む。）に上場（以下「上場」といいます。）され、上場の日後1ヶ月を経過するまでは、新株予約権を一切行使することができないものとします。ただし、新株予約権者は、上場の前に、当行が実質的に全ての営業を譲渡する場合、当行を解散会社とする合併が行われる場合、又は当行が第三者の完全子会社となる株式交換若しくは株式移転が行われる場合には、当行の取締役会が定める一定の期間、新株予約権を行使できます。
- (2) 新株予約権の発行時において当行の取締役、監査役又は従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、新株予約権者が、新株予約権の行使時において当行の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、当行の取締役若しくは監査役を任期満了若しくは法令変更に伴い退任した場合、当行就業規則に規定する当行都合退職した場合、又は新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (3) 新株予約権の発行時において当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役又は従業員であった対象者は、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問であることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行、当行子会社若しくは当行関連会社の取締役、監査役、従業員、相談役又は顧問でない場合であっても、新株予約権を行使できることについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (4) 新株予約権の発行時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントであった対象者は、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー、又は当行コンサルタントであることを要します。
ただし、対象者が、新株予約権の行使時において当行のアドバイザー・コミッティーメンバー又は当行コンサルタントでない場合であっても、新株予約権を行使することについて当行取締役会の承認を得た場合にはこの限りではありません。
- (5) 新株予約権者は、以下の区分にしたがって、割当を受けた新株予約権の全部又は一部を行使することができます（ただし、係る行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければなりません。）。
 - ① 新株予約権発行の日の2年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の1までについて権利を行使することができます。
 - ② 新株予約権発行の日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その2分の1までについて権利を行使することができます。
 - ③ 新株予約権発行の日の4年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その4分の3までについて権利を行使することができます。
 - ④ 新株予約権発行の日の5年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のすべてについて権利を行使することができます。
- (6) 新株予約権者は、一度の手続において新株予約権の全部又は一部を行使することができます。ただし、1個の新株予約権の一部につき行使することはできません。
- (7) 新株予約権者は、新株予約権の行使によって発行される株式の発行価額の合計額が年間（1月1日から12月31日まで）金1,200万円を超えないように、割当を受けた新株予約権を行使しなければなりません。
- (8) 新株予約権者が死亡した場合は、その死亡の日から2年以内に限り、相続人中、新株予約権を継承する者が新株予約権を行使することができるものとします。
- (9) 「権利行使期間」は、上記「権利行使条件」を考慮した実質の権利行使期間を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

①ストック・オプションの数

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議①	平成13年6月18日 株主総会決議②	平成13年9月10日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議①
権利確定前						
期首(株)	2,410	1,280	—	830	10	—
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	10	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	2,410	1,280	—	830	—	—
権利確定後						
期首(株)	—	—	3,875	—	—	3,030
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	—	3,875	—	—	3,030

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日 株主総会決議②	平成14年6月20日 株主総会決議③	平成14年6月20日 株主総会決議④	平成15年6月19日 株主総会決議①	平成15年6月19日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議①
権利確定前						
期首(株)	1,570	—	—	—	3,010	—
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	90	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	1,570	—	—	—	2,920	—
権利確定後						
期首(株)	—	2,600	2,000	7,720	—	150
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	50	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	2,600	2,000	7,670	—	150

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議③	平成16年6月24日 株主総会決議④	平成16年6月24日 株主総会決議⑤	平成16年6月24日 株主総会決議⑥	平成16年6月24日 株主総会決議⑦
権利確定前						
期首(株)	—	—	—	630	1,600	1,080
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	10	—	30
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	—	—	—	620	1,600	1,050
権利確定後						
期首(株)	330	7,420	100	—	—	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	330	7,420	100	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議①	平成17年6月29日 株主総会決議②	平成17年6月29日 株主総会決議③	平成17年6月29日 株主総会決議④	平成18年3月6日 株主総会決議①	平成18年3月6日 株主総会決議②
権利確定前						
期首(株)	8,000	—	680	500	—	500
付与(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	30	—	50	—	—	40
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
未確定残(株)	7,970	—	630	500	—	460
権利確定後						
期首(株)	—	2,000	—	—	450	—
権利確定(株)	—	—	—	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—	—	—	—
失効(株)	—	—	—	—	—	—
未行使残(株)	—	2,000	—	—	450	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年6月9日 株主総会決議①	平成18年6月9日 株主総会決議②	平成18年6月9日 株主総会決議③
権利確定前			
期首(株)	5,920	—	—
付与(株)	—	—	80
失効(株)	65	—	—
権利確定(株)	—	—	—
未確定残(株)	5,855	—	80
権利確定後			
期首(株)	—	2,000	—
権利確定(株)	—	—	—
権利行使(株)	—	—	—
失効(株)	—	—	—
未行使残(株)	—	2,000	—

②単価情報

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成12年9月26日 株主総会決議	平成13年2月22日 株主総会決議	平成13年6月18日 株主総会決議①	平成13年6月18日 株主総会決議②	平成13年9月10日 株主総会決議	平成14年6月20日 株主総会決議①
権利行使価格(円)	60,000	65,000	71,500	65,000	65,000	82,500
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成14年6月20日 株主総会決議②	平成14年6月20日 株主総会決議③	平成14年6月20日 株主総会決議④	平成15年6月19日 株主総会決議①	平成15年6月19日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議①
権利行使価格(円)	75,000	82,500	82,500	75,000	75,000	88,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成16年6月24日 株主総会決議②	平成16年6月24日 株主総会決議③	平成16年6月24日 株主総会決議④	平成16年6月24日 株主総会決議⑤	平成16年6月24日 株主総会決議⑥	平成16年6月24日 株主総会決議⑦
権利行使価格(円)	88,000	100,000	140,000	88,000	100,000	140,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議①	平成17年6月29日 株主総会決議②	平成17年6月29日 株主総会決議③	平成18年3月6日 株主総会決議①	平成18年3月6日 株主総会決議②
権利行使価格(円)	150,000	150,000	200,000	200,000	200,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—

会社名	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成17年6月29日 株主総会決議④	平成18年3月6日 株主総会決議②	平成18年6月9日 株主総会決議①	平成18年6月9日 株主総会決議②	平成18年6月9日 株主総会決議③
権利行使価格(円)	200,000	200,000	200,000	200,000	180,000
行使時平均株価(円)	—	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—	—	—

3. ストック・オプションの公正な評価単位の見積方法
当連結会計年度において付与されたストック・オプションの単価は、未公開企業であるため単位当たりの本源的価値を見積もる方法により算定しております。
なお、本源的価値を算出するための基礎となった、算定時点における自社の株式の評価額は、割引キャッシュ・フロー法によっております。
4. ストック・オプションの単位当たり本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
①当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一百万円
②当連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 一百万円
5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法
基本的には、将来の失効数の合理的な見積り方法は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(注) 上記3. 4については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号平成17年12月27日)に基づき会社法施行日以後に付与されたストック・オプションについて記載の対象としております。

(セグメント情報)

1. 事業の種類別セグメント情報

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部で証券業及びソフトウェア受託開発業の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部で登録金融機関業務、ソフトウェア受託開発業及び信託業の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部で登録金融機関業務及びソフトウェア受託開発業の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

2. 所在地別セグメント情報

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

3. 海外経常収益

前中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり純資産額	円	52,077.47	2,545.05	23,674.56
1株当たり中間(当期)純利益金額 (△は1株当たり中間(当期)純損失金額)	円	△8,020.44	△33,983.80	△35,555.38
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	—	—	—

(注) 1株当たりの純資産額、1株当たり中間(当期)純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は次のとおりです。

(1) 1株当たり純資産額

	前中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	34,805	22,477	16,336
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	284	20,519	643
(うち優先株式)	—	19,980	—
(うち少数株主持分)	284	539	643
普通株式に係る中間期末の純資産額 (百万円)	34,520	1,958	15,693
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末 の普通株式の数(千株)	662	769	662

(2) 1株当たり中間(当期)純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額

		前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
1株当たり中間(当期)純損失金額				
中間(当期)純利益 (△は中間(当期)純損失)	百万円	△5,242	△22,704	△23,403
普通株式に係る中間(当期)純利益 (△は中間(当期)純損失)	百万円	△5,242	△22,704	△23,403
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	653	668	658
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		当行の発行する新株引受権4種類(目的となる株式の数8,395株) 当行の発行する新株予約権22種類(新株予約権の数51,300個)	当行の発行する新株引受権4種類(目的となる株式の数8,395株) 当行の発行する新株予約権24種類(新株予約権の数54,780個) 乙種優先株式 (発行済株式総数666千株)	当行の発行する新株引受権4種類(目的となる株式の数8,395株) 当行の発行する新株予約権22種類(新株予約権の数51,005個)

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、中間(当期)純損失が計上されているため記載していません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
—	—	連結子会社であるイーラスト信託株式会社は、平成20年4月1日に信託業法第3条に規定する信託業の免許を取得いたしました。これによりイーラスト信託株式会社は平成20年4月8日より営業を開始しております。

5. 中間個別財務諸表

(1) 中間貸借対照表

	(単位：百万円)					
	前中間会計期間末 (平成19年9月30日)		当中間会計期間末 (平成20年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成20年3月31日)	
資産の部						
現金預け金	※3	41,091		62,109		54,157
買入金銭債権		33,861		30,733		31,052
金銭の信託	※3	56,962	※3	7,393	※3	35,750
有価証券	※1, ※3	548,587	※1, ※3	714,628	※1, ※3	669,217
貸出金		—	※2	2,000		—
外国為替		1,728		1,418		1,791
その他資産	※3	8,244	※3	12,652	※3	13,623
有形固定資産	※4	1,051	※4	691	※4	818
無形固定資産		7,405		6,114		6,272
貸倒引当金		△226		△8,914		△1,944
資産の部合計		698,706		828,827		810,738
負債の部						
預金		652,201		776,854		760,198
社債		—	※5	10,000	※5	10,000
その他負債		11,845		18,946		24,702
未払法人税等		—		72		50
その他の負債		—		18,873		—
賞与引当金		114		114		113
ポイント引当金		32		171		100
特別法上の引当金		—	※6	0	※6	0
繰延税金負債		—		780		—
負債の部合計		664,193		806,867		795,115
純資産の部						
資本金		38,414		50,002		38,414
資本剰余金		5,437		17,025		5,437
資本準備金		—		11,588		—
その他資本剰余金		5,437		5,437		5,437
利益剰余金		△5,367		△46,204		△23,591
その他利益剰余金		△5,367		△46,204		△23,591
繰越利益剰余金		△5,367		△46,204		△23,591
株主資本合計		38,483		20,823		20,259
その他有価証券評価差額金		△3,954		1,136		△4,636
繰延ヘッジ損益		△16		—		—
評価・換算差額等合計		△3,970		1,136		△4,636
純資産の部合計		34,512		21,960		15,623
負債及び純資産の部合計		698,706		828,827		810,738

(2) 中間損益計算書

	前中間会計期間		当中間会計期間		(単位:百万円)	
	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成19年9月30日 至 平成20年3月31日)	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成20年9月30日 至 平成21年3月31日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	(自 平成20年3月31日 至 平成21年3月31日)
経常収益	9,309		10,131		18,120	
資金運用収益	3,242		4,088		7,173	
(うち貸出金利息)	—		1		—	
(うち有価証券利息配当金)	2,657		3,574		5,938	
役務取引等収益	3,550		4,949		8,152	
その他業務収益	124		966		863	
その他経常収益	※2	2,392	※2	127	1,930	
経常費用	14,605		32,729		40,701	
資金調達費用	1,901		3,552		4,645	
(うち預金利息)	1,901		3,258		4,645	
役務取引等費用	1,457		1,945		3,262	
その他業務費用	3,007		11,001		13,031	
営業経費	※1	7,125	※1	5,884	14,044	
その他経常費用	※3	1,113	※3	10,345	5,716	
経常利益(△は経常損失)		△5,296		△22,597		△22,580
特別利益	※4	29		—		—
特別損失	※5	97	※5	12	※5	1,004
税引前中間純利益 (△は税引前中間純損失)		△5,364		△22,609		△23,585
法人税、住民税及び事業税		3		3		6
法人税等合計		—		3		—
中間純利益(△は中間純損失)		△5,367		△22,612		△23,591

(3) 中間株主資本等変動計算書

	(単位: 百万円)		
	前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	32,335	38,414	32,335
当中間期変動額			
新株の発行	6,078	11,588	6,078
当中間期変動額合計	6,078	11,588	6,078
当中間期末残高	38,414	50,002	38,414
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
新株の発行	6,075	11,588	6,075
資本準備金減少及びその他資本剰余金増加	△6,075	—	△6,075
当中間期変動額合計	—	11,588	—
当中間期末残高	—	11,588	—
その他資本剰余金			
前期末残高	—	5,437	—
当中間期変動額			
資本準備金減少及びその他資本剰余金増加	6,075	—	6,075
資本剰余金の欠損金填補	△637	—	△637
当中間期変動額合計	5,437	—	5,437
当中間期末残高	5,437	5,437	5,437
資本剰余金合計			
前期末残高	—	5,437	—
当中間期変動額			
新株の発行	6,075	11,588	6,075
資本剰余金の欠損金填補	△637	—	△637
当中間期変動額合計	5,437	11,588	5,437
当中間期末残高	5,437	17,025	5,437
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	△637	△23,591	△637
当中間期変動額			
中間純利益	△5,367	△22,612	△23,591
資本剰余金の欠損金填補	637	—	637
当中間期変動額合計	△4,730	△22,612	△22,954
当中間期末残高	△5,367	△46,204	△23,591
利益剰余金合計			
前期末残高	△637	△23,591	△637
当中間期変動額			
中間純利益	△5,367	△22,612	△23,591
資本剰余金の欠損金填補	637	—	637
当中間期変動額合計	△4,730	△22,612	△22,954
当中間期末残高	△5,367	△46,204	△23,591
株主資本合計			
前期末残高	31,697	20,259	31,697
当中間期変動額			
新株の発行	12,153	23,176	12,153
中間純利益	△5,367	△22,612	△23,591
当中間期変動額合計	6,785	563	△11,438
当中間期末残高	38,483	20,823	20,259
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△1,724	△4,636	△1,724
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△2,229	5,773	△2,911
当中間期変動額合計	△2,229	5,773	△2,911
当中間期末残高	△3,954	1,136	△4,636
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△16	—	—
当中間期変動額合計	△16	—	—
当中間期末残高	△16	—	—
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△1,724	△4,636	△1,724
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△2,245	5,773	△2,911
当中間期変動額合計	△2,245	5,773	△2,911
当中間期末残高	△3,970	1,136	△4,636
純資産合計			
前期末残高	29,972	15,623	29,972
当中間期変動額			
新株の発行	12,153	23,176	12,153
中間純利益	△5,367	△22,612	△23,591
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△2,245	5,773	△2,911
当中間期変動額合計	4,539	6,337	△14,349
当中間期末残高	34,512	21,960	15,623

(4) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。 なお、当中間会計期間は残高はありません。</p>	<p>1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同 左</p>	<p>1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。 なお、当事業年度は残高はありません。</p>
<p>2. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>2. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。 (追加情報) 時価を付すべき有価証券のうち、売手と買手の希望する価格差が大きい変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状況にあると判断し、合理的に算定した価額を時価として付しております。 この結果、市場価格を時価とした場合と比較して、有価証券が12,021百万円、その他有価証券評価差額金が11,241百万円、繰延税金負債が780百万円、それぞれ増加しております。</p> <p>(2) 同 左</p>	<p>2. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(2) 同 左</p>
<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p>	<p>3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同 左</p>
<p>4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ14百万円増加しております。</p>	<p>4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 その他：3年～20年</p>	<p>4. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：8年～50年 動産：3年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常損失及び税引前当期純損失は、従来の方法によった場合に比べ48百万円増加しております。</p>

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>—</p>	<p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p> <p>—</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び重要先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、合理的に算出した予想損失率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) ポイント引当金 ポイントサービスの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>—</p>	<p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 賞与引当金 同 左</p> <p>(3) ポイント引当金 同 左</p> <p>(4) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>5. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金 同 左</p> <p>(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>(3) ポイント引当金 同 左</p> <p>(4) 金融商品取引責任準備金 同 左</p>

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。 (会計方針の変更) 従来、外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額は全額をその他有価証券評価差額金もしくはその他業務損益により処理していましたが、外貨建その他有価証券と外貨建負債の換算に係る損益を同一の会計期間に認識するため、当中間会計期間から外国通貨による時価を決算時の為替相場で換算した金額のうち、外国通貨による時価の変動に係る換算差額をその他有価証券評価差額金もしくはその他業務損益、それ以外の差額については為替差損益としております。 この変更により、従来の方とした場合と比較して、その他業務収益が221百万円、その他業務費用が221百万円、それぞれ減少しております。</p>	<p>6. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>
<p>7. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>7. リース取引の処理方法 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>7. リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>
<p>8. ヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段 …為替予約 ・ヘッジ対象 …外貨建有価証券 ③ ヘッジ方針 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。 ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。</p>	<p>8. ヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理、または時価ヘッジ処理によっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段 …為替予約、債券先物、株式指数先物 ・ヘッジ対象 …外貨建有価証券、日本国債、上場投資信託 ③ ヘッジ方針 行内規程に基づき、為替変動リスク及び価格変動リスク等をヘッジしております。 ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間におけるヘッジ対象の対象リスクから生じる価格変動額と、ヘッジ手段の対象リスクから生じる価格変動額とを比較して判断しております。</p>	<p>8. ヘッジ会計の方法 為替変動リスク・ヘッジ ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ・ヘッジ手段 …為替予約 ・ヘッジ対象 …外貨建有価証券 ③ ヘッジ方針 外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。 ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。</p>
<p>9. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。</p>	<p>9. 消費税等の会計処理 同 左</p>	<p>9. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、固定資産にかかる控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。</p>

(5) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これによる貸借対照表に与える影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)
—	<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>

(6) 中間個別財務諸表に関する注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年9月30日)	当中間会計期間末 (平成20年9月30日)	前事業年度末 (平成20年3月31日)
<p>※1. 関係会社の株式総額 260百万円</p> <p>※2. —</p> <p>※3. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券35,494百万円及び金銭の信託中の有価証券848百万円、信用状発行の担保として、預け金2,000百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は258百万円であります。</p> <p>※4. 有形固定資産の減価償却累計額 716百万円</p> <p>※5. —</p> <p>※6. —</p>	<p>※1. 関係会社の株式及び出資額総額 1,734百万円</p> <p>※2. 貸出金は、当行が保有している不動産証券化商品等に対する債権保全を図るため、有価証券(無担保社債)を準消費貸借契約により変更したものであります。</p> <p>※3. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券30,111百万円及び金銭の信託中の有価証券99百万円、信用状発行の担保として、有価証券2,001百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は230百万円であります。</p> <p>※4. 有形固定資産の減価償却累計額 1,151百万円</p> <p>※5. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p> <p>※6. 特別法上の引当金として金融商品取引責任準備金0百万円を計上しております。</p>	<p>※1. 関係会社の株式総額 740百万円</p> <p>※2. —</p> <p>※3. 為替決済、デリバティブ取引等の取引の担保として、有価証券30,626百万円及び金銭の信託中の有価証券99百万円、信用状発行の担保として、有価証券2,004百万円を差し入れております。 また、その他の資産のうち保証金は258百万円であります。</p> <p>※4. 有形固定資産の減価償却累計額 982百万円</p> <p>※5. 社債は、全額劣後特約付社債であります。</p> <p>※6. 特別法上の引当金として金融商品取引責任準備金0百万円を計上しております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 197百万円 無形固定資産 831百万円 ※2. その他経常収益は株式等売却益47百万円、金銭の信託運用益2,337百万円を含んでおります。 ※3. その他経常費用には、株式等売却損54百万円、株式等償却1,020百万円、金銭の信託運用損37百万円を含んでおります。 ※4. 特別利益は、貸倒引当金戻入益29百万円であります。 ※5. 特別損失は、固定資産処分損97百万円であります。	※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 174百万円 無形固定資産 847百万円 ※2. その他経常収益は株式等売却益39百万円を含んでおります。 ※3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額7,979百万円、株式等償却1,050百万円、金銭の信託運用損1,310百万円を含んでおります。 ※4. — ※5. 特別損失は、固定資産処分損12百万円であります。	※1. — ※2. — ※3. — ※4. — ※5. その他の特別損失には、商標特許仮払金の費用処理額31百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

II 当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

III 前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項
該当事項はありません。

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成19年9月30日現在)

該当事項はありません。

II 当中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

該当事項はありません。

III 前事業年度末(平成20年3月31日現在)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
—	—	—

6. その他

該当事項はありません。

7. その他の財務情報等

(1) 「金融再生法ベースのカテゴリーによる開示」

(単位：百万円)

	平成19年度中間期末	平成20年度中間期末	平成19年度末
破産更正債権及びこれらに準ずる債権	—	—	—
危険債権	—	2,001	—
要管理債権	—	—	—
正常債権	—	—	—
合計	—	2,001	—

(注) 上記は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づくものであります。

(2) 時価のある有価証券の評価差額 (単体)

○ 評価差額

(単位：百万円)

	平成19年度中間期末		平成20年度中間期末		平成19年度末			
	時価	評価差額	時価	評価差額	時価	評価差額		
						うち益	うち損	
その他有価証券	537,180	△4,342	707,839	△2,732	667,924	△14,546	1,321	15,868
株式	229	△55	19	△3	23	—	—	—
債券	470,569	△1,204	661,828	4,382	608,337	△2,437	964	3,401
その他	66,381	△3,083	45,991	△7,111	59,563	△12,108	357	12,466

(注) 1. 各中間期末の「評価差額」及び「含み損益」は、それぞれ各中間期末時点の帳簿価額(償却原価法適用後、減損処理前)と時価との差額を計上しております。

2. なお、満期保有目的の債券、子会社・関連会社株式に係る含み損益は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	平成19年度中間期末		平成20年度中間期末		平成19年度末			
	帳簿価格	含み損益	帳簿価格	含み損益	帳簿価格	含み損益		
						うち益	うち損	
満期保有目的の債券	—	—	7,021	2	—	—	—	—
子会社・関連会社株式	260	—	711	—	740	—	—	—

(3) デリバティブ取引

①金利関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	平成19年度中間期末			平成20年度中間期末			平成19年度末		
		契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利オプション	—	—	—	—	—	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利スワップ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金利スワップション	119,992	2	2	141,768	△32	△32	128,930	1	1
	金利オプション	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計			2			△32			1

②通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	平成19年度中間期末			平成20年度中間期末			平成19年度末		
		契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—	—	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	為替予約	39,187	1	1	93,690	△1,879	△1,879	89,063	△425	△425
	通貨オプション	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計			1			△1,879			△425

③株式関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	平成19年度中間期末			平成20年度中間期末			平成19年度末		
		契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	株式指数先物	—	—	—	2,611	194	194	2,182	△25	△25
	株式指数オプション	—	—	—	—	—	—	—	—	—
店頭	有価証券店頭オプション	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等スワップ	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計			—			194			△25

④債券関連取引

(単位：百万円)

区分	種類	平成19年度中間期末			平成20年度中間期末			平成19年度末		
		契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
取引所	債券先物	—	—	—	38,254	156	156	—	—	—
	債券先物オプション	—	—	—	—	—	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	合計			—			156			—

⑤商品関連取引

該当事項はありません。

⑥クレジットデリバティブ取引

(単位：百万円)

区分	種類	平成19年度中間期末			平成20年度中間期末			平成19年度末		
		契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益	契約額等	時価	評価損益
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	5,000	△383	△383	17,500	△3,592	△3,592	16,700	△9,828	△9,828
	合計			△383			△3,592			△9,828

(4) 利鞘の状況

(単位：%)

	平成19年度中間期	平成20年度中間期	平成19年度末
資金運用利回り	1.26	1.04	1.21
資金調達原価	3.58	2.39	3.20
総資金利鞘	△2.32	△1.35	△1.99
総資金利鞘(含む金銭の信託)	△1.71	△1.71	△2.24
資金利鞘	0.59	0.16	0.48

(5) 預金の状況

(単位：百万円)

	平成19年度中間期末	平成20年度中間期末	平成19年度末
普通預金	193,148	234,148	199,883
定期預金	444,678	501,853	525,642
その他の預金	14,374	40,851	34,671
合計	652,201	776,854	760,198

(6) 定期預金の残存期間別残高

(単位：百万円)

	1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	3年超	合計
平成19年度中間期末	242,656	70,666	30,418	100,938	444,678
平成20年度中間期末	357,136	28,718	27,017	88,980	501,853
平成19年度末	359,188	41,136	20,891	104,425	525,642

(7) 営業経費の状況

(単位：百万円)

	平成19年度中間期	平成20年度中間期	平成19年度末
人件費	977	922	1,931
物件費	5,834	4,649	11,627
内減価償却費	1,028	1,022	2,341
税金	313	312	486
合計	7,125	5,884	14,044

(8) 役員・従業員の状況

	平成 19 年度中間期末	平成 20 年度中間期末	平成 19 年度末
役員	16 名	16 名	15 名
取締役	13 名	13 名	12 名
監査役	3 名	3 名	3 名
従業員	198 名	193 名	195 名
合計	214 名	209 名	210 名

(注) 従業員数は、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

3. その他

(1) 当行の概要 (平成 20 年 9 月 30 日現在)

名称	イーバンク銀行株式会社
本社所在地	東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 7 号 大和生命ビル
設立年月日	平成 12 年 1 月 14 日
開業年月日	平成 13 年 7 月 23 日
資本金	50,002 百万円
法人主要株主	楽天株式会社、金融サービス育成投資事業組合 (組合員: 日本政策投資銀行、DBJ 事業投資株式会社)、NTT ファイナンス株式会社、マネックスグループ株式会社、住友商事株式会社、他

(2) 役員 (平成 20 年 9 月 30 日現在)

取締役会長	三木谷 浩史
取締役兼副会長執行役員	松尾 泰一
代表取締役社長	國重 惇史
代表取締役副社長	野原 彰人
代表取締役副社長	安藤 時彦
取締役	星崎 治男
取締役兼執行役員	佐伯 和彦
取締役兼執行役員	佐藤 昌弘
取締役兼執行役員	沼倉 進
取締役	豊島 俊弘
取締役	佐々木 雅一
取締役	堅田 幸博
取締役	関 榮一
常勤監査役	富金原 俊二
監査役	池田 克朗
監査役	村上 春雄